

吉川町のしおり

(京都府亀岡市吉川町 集落の教科書)

良いことも

そうでないことも

ちゃんと伝えたい

表紙の写真は、平成22年度亀岡市観光写真コンテスト・亀岡市観光協会会長賞「秋空のコスモス園」(作・岡村和夫)。

※ コロナ禍により、2020・21年度は行事などの中止を余儀なくされました。そのため、この冊子の内容は、例年の取り組みを参考に作成したものです。一部現状とあっていない部分もあると思いますが、ご理解ください。

【目次】

吉川町全体の情報

- 2 移住を考えているあなたに
- 3 吉川町はここにある
- 4 吉川町の地図 / アクセス
- 6 吉川町の特徴
 - ▷ 吉川こども図書館
 - ▷ 亀岡運動公園
 - ▷ 夢コスモス園
- 8 大きな祭事
 - ▷ 佐伯灯籠祭
 - ▷ 走田神社の秋祭り
- 10 近年の動き
- 11 吉川町自治会
- 12 町民が支払うお金
- 13 吉川町で活躍する主な組織
- 15 行事について
- 20 ごみの出し方
- 21 近くの医療機関 / 盆地特有の気候
- 22 教育・子育て機関
- 23 お葬式など
- 24 寺について
- 25 神社・氏子について
- 26 農業と農村環境保全
- 27 移住者を助ける制度

区ごとの情報

- 28 区とは
- 29 吉田西区
- 32 吉田中区
- 35 吉田東区
- 38 堂ノ前区
- 40 穴川東区
- 40 穴川西区
- 43 替田区
- 45 吹ケ区
- 47 電話帳
- 48 略語・愛称集



< 吉川町基本データ >

人口：828人

世帯：400世帯

2022年1月1日時点
亀岡市人口統計より

吉川町のしおりの読み方

ルールは日々変わる

ここに記したのは2022年2月時点のルールです。今も少しずつルールの改善が続いています。あなたも吉川町に住めば、我々と一緒に地域を作っていく仲間になります。

人から学ぶ

ここに書ききれない吉川町の魅力や習慣もたくさんあります。地域に住む人々から話を聞き、地域への理解を深め、生活の知恵を学び取っていただけると幸いです。

ルールには濃さがある

集落のルールと一口で言っても、守るべき強いルールから、時代の変化とともに消えつつあるルール、改善に向けて考え中のことまで、色の濃さに違いがあります。ルールの濃さの基準をマークで示しますので、参考にしてください。



移住を考えているあなたに

吉川町は小さな田舎町ですが、昔からある集落と市営住宅・府営団地が共存しているのが特徴です。

近くには保育所が2園、少人数の小学校・中学校、大規模な運動公園、医療機関（小児科医院も）があります。また、放課後保育の場を地域が作り、小学校の協力のもと運営しているなど、ゆつたりと子育てができる環境が整っています。

そんなわが町ですが、高齢化と少子化による世帯減・人口減が進行しています。そのため、2020年度に^{※1}京都府移住促進特別区域と^{※2}亀岡市既存集落まちづくり区域の指定を受けました。これにより、移住希望者の積極的な受入を図り、地域活力やコミュニティの維持、活性化をしていきたいと考えています。

移住者が移住して良かったと思えるには、地域の環境も重要ですが、一番大きな要因は地域の中での人間関係ではないでしょうか。最初は歓迎していた受入側も、移住者が地域に慣れ、溶け込んでいただけなければ、互いに付き合いにくい関係になってしまいます。だからこそ、事前に「吉川町のしおり」を読み、田舎での近所付き合いや決まりごとなどを周知の上で移住していただきたいと思っています。

移住者が地域に馴染んでいただき、吉川町の新しい未来に向けて一緒にまちづくりをしていけたらと考えています。あなたの移住を心待ちにしていますので、ぜひ一度お越しください。

吉川町自治会
会長 依藤 滋



手前に見えるのが吉川小学校。その奥、南北に延びている道が京都縦貫自動車道

※1 京都府移住促進特別区域：人口の減少、耕作放棄地の増加など、地域の活性化のために特別な処置が必要であると京都府が認める区域。空き家改修助成や不動産所得税軽減の対象になります。詳しくは27ページ

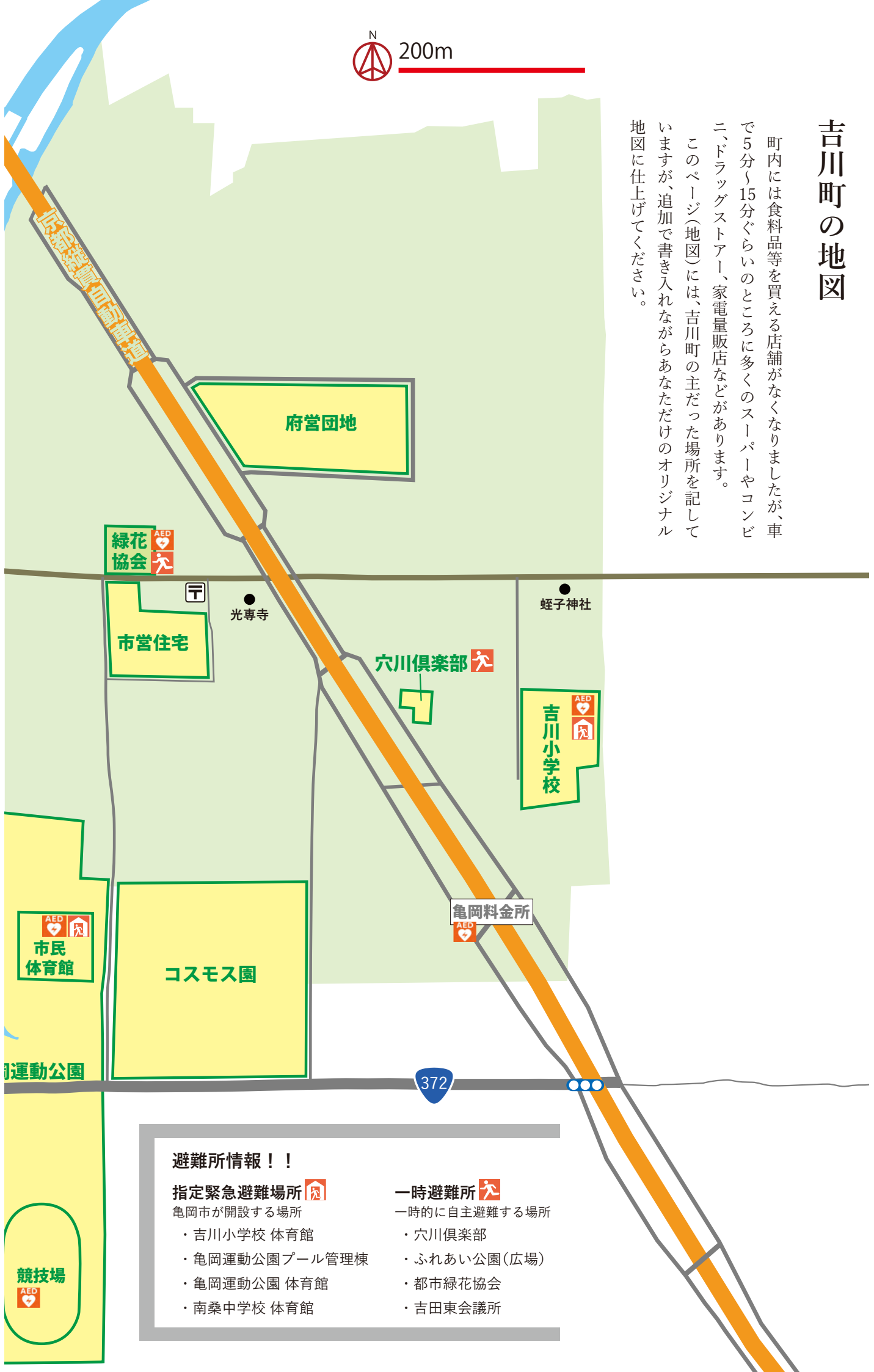
※2 亀岡市既存集落まちづくり区域：市街化調整区域として規制されている一部の用途を許容される区域です。詳しくは27ページ



吉川町の地図

町内には食料品等を買える店舗がなくなりましたが、車で5分〜15分ぐらいのところに多くのスーパーやコンビニ、ドラッグストア、家電量販店などがあります。

このページ(地図)には、吉川町の主だった場所を記していますが、追加で書き入れながらあなただけのオリジナル地図に仕上げてください。



避難所情報！！

指定緊急避難場所

亀岡市が開設する場所

- ・吉川小学校 体育館
- ・亀岡運動公園プール管理棟
- ・亀岡運動公園 体育館
- ・南桑中学校 体育館

一時避難所

一時的に自主避難する場所

- ・穴川倶楽部
- ・ふれあい公園(広場)
- ・都市緑花協会
- ・吉田東会議所

太田
保育園

南桑中学校

山内川
地獄川

犬飼川

● 稲荷神社
● 浄光寺

佐藤医院

篠山街道

吉田東会議所

公民館

ふれあい公園(広場)

かめプー

テニスコート

コンビニ

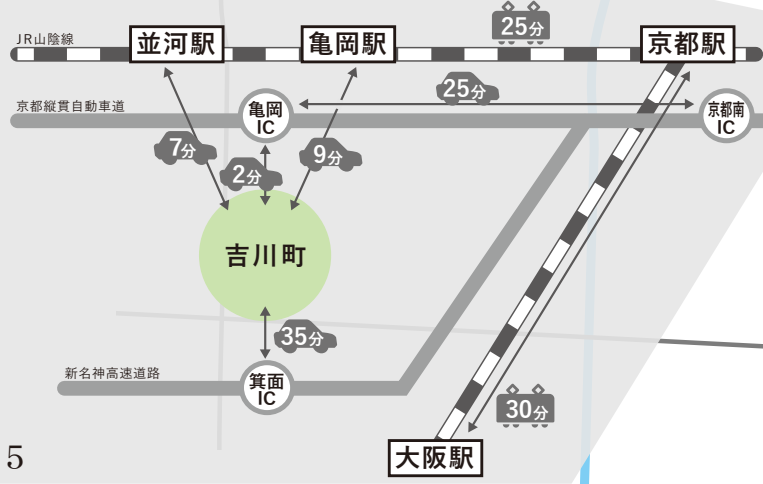
コンビニ

野球場

中部
保育所

たこ公園

< 京都や大阪に出やすい立地 >



吉川町の特色。ここがええかな

町内を流れる河川のうち、南北に流れる犬飼川は、春には桜並木が岸を覆い尽くします。東西に流れる山内川では、初夏にホタルの乱舞が見られます。稲刈後の畦には、彼岸花がそこかしこに赤く色を染めます。まだまだ、昔ながらの田園風景が色濃く残っています。

また、河川改修前の昭和20年代までは、台風、大雨などにより浸水も経験しましたが、改修後は、市内でも最も恵まれた災害のない安全・安心な町の一つとして位置づけられています。

吉川子ども図書館 地域の力で「寺子屋」運営



子どもの居場所「子ども図書館」

子どもの居場所と学力向上を目的に地域の寺子屋「子ども図書館」が2007年7月に開設され、児童図書の出などが行われ、子どもたちにとって放課後の居場所や自学自習の場になっています。

夏休み期間中は、教員OBが常駐し、児童に一学期の復習などの学習指導も行っています。

【吉川子ども図書館】

〔曜日〕月・水・金曜日

〔時間〕午後3時45分～4時30分

〔場所〕穴川府宮団地集会所

〔料金〕無料

〔その他〕吉川町内の子どもであれば、予約不要で利用できます。また時間内の出入りは自由です。おやつを持ち込みは禁止。

市内最大の複合施設 亀岡運動公園

亀岡最大の複合施設「亀岡運動公園」が、吉川町と隣接する皆我部町にまたがってあります。

園内には30弱の遊具があつて、休日遊びに来る親子も多いです。春には50本の桜並木がライトアップされ、夏には「かめプー」の愛称で



運動公園内を流れる犬飼川

親しまれる屋外プールが開園、秋には運動公園の横に夢コスモス園が開園、冬はクリスマスシーズンイルミネーションと、四季を通じた姿を見せてくれます。

【亀岡運動公園】

〔施設の概要〕体育館、トレーニングルーム、ジョギングコース、テニスコート、野球場(ナイター設備完備)、陸上競技場、野外ステージ、プール等
〔電話〕0771-25-0372



奥に見えるウォータースライダーは、落差10m長さ118m

亀岡・秋の観光スポット 800万本のコスモス

亀岡の秋を代表する観光の目玉「京都丹波亀岡夢コスモス園」は、例年10月から約1か月にわたり開園します。市内はもちろん、府内、近畿圏内からも多くの来園者があります。

園を毎年開くために、吉川町の2

つの農家組合が中心となり、5月から9月にかけて耕起、播種、苗植え、水まき、畦草刈りなどをされています。猛暑のなかの作業はたいへんですが、美しく咲くコスモスを思い描きながら頑張られています。

約4畝に20品種800万本ほどの

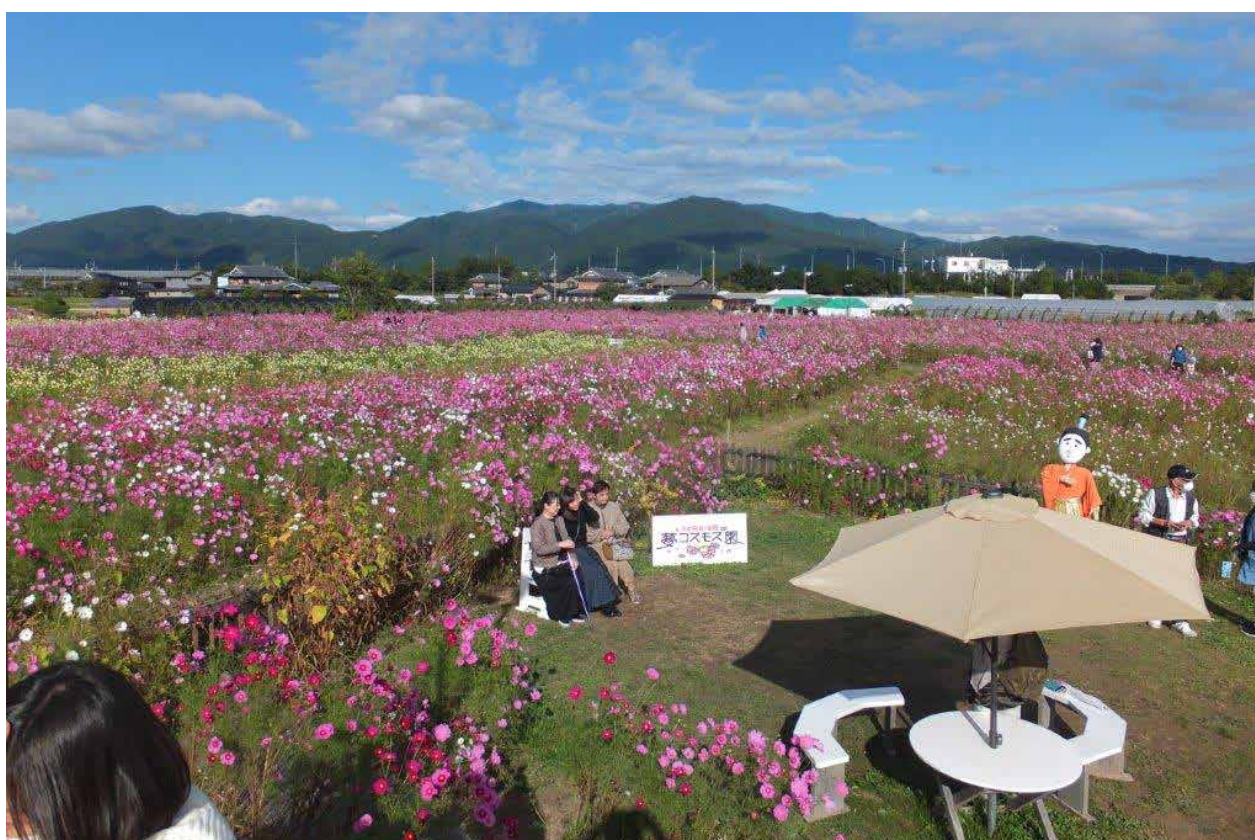
コスモスが咲き乱れる光景は、来場者の目を楽しませてくれます。また屋台や地元新鮮野菜の販売、創作かかしコンテスト、ドッグランなどもあり、すっかり亀岡の観光名所となりました。

「開園期間」例年10月から約1か月

「電話」0771-55-9111



創作かかしコンテスト。園内には、市民が作った力作のかかしがいっぱい



800万本のコスモスが咲き誇る夢コスモス園

大きな祭事が2つある

吉川町全体の神社はなく、吉田住民は稗田野神社(稗田野町)、穴川住民は走田神社(余部町)を氏神としてしています。両神社で営まれる大きな祭事と住民との関わりを紹介します。

また、吉田には稲荷神社、穴川には蛭子神社があります(25ページ)。

佐伯灯籠祭 8月14日

の霊を供養する迎え火として民衆の心の安らぎでした。

佐伯灯籠祭は^{※2}佐伯郷に伝わる祭事で、国の指定重要無形民俗文化財です。稗田野町内にある四社(稗田野神社・御霊神社・河阿神社・若宮神社)が催し、正式には四社合同祭典と呼びます。

その起源は、平安時代初期に御所から灯籠を下賜されたことによるともされています。灯籠行列は先祖

祭りは毎年8月14日に執り行われ、灯籠・太鼓・神輿の巡行のほか、屋台や人形浄瑠璃があり、氏子地域外からもたくさんの方が訪れます。

祭りのクライマックスでは、神輿の先鋒を太鼓に当てる妙技(太鼓がけ)で、陰陽合一が表現されます。その様は、佐伯灯籠祭が丹波随一の奇祭と呼ばれるゆえんでもあります。

7:00	稗田野神社に奉仕者全員集合
10:30	神灯籠の各受入宅に集合、順次出立 出立時は「石場揚ぎ歌」、道中は「伊勢音頭」
12:15	台灯籠当屋で人形浄瑠璃
12:30	輪番区で出立式 稗田野神社へ
13:15	稗田野神社で出発式 御霊神社へ 途中、河阿・若宮神社の巡行が合流
13:45	御霊神社祭典 / 松明 / 鳥居前で人形浄瑠璃
14:30	御霊神社を出発 氏子地域を巡行
18:15	灯籠会館で人形浄瑠璃 (21:00 まで)
19:00	稗田野神社 / 四社合同祭典
21:00	神輿担ぎ(太鼓がけ / 灯籠追い / 明年度など) 灯籠吊り / 神輿納め
23:00	引継ぎ(次輪番へ)
終了後、神灯籠とともに各受入宅へ帰る	
※表記の時間は目安です。年によって異なります。	

灯籠には、人形浄瑠璃の舞台となる台

灯籠1基と稲作の過程を人形で表した神灯籠5基、その他切子灯籠があります。神事は四神社、人形浄瑠璃は保存会が担当し、神輿等の巡行は当番地域(輪番)が担います。



灯籠を担ぐ吉田の氏子たち

< 輪番順 >

- 上佐伯 (稗田野町)
- 下佐伯 (稗田野町)
- 天川 (稗田野町)
- 吉田 (吉川町)
- 山内谷 (稗田野町)
鹿谷、柿花、奥条
- 太田 (稗田野町)
※二週に1度

こぼなし 輪番が回ってきた
祭りの輪番が回ってくるのは5・6年に一度です。そやきけ前のことをよー覚えとらんかったりします。輪番になる前年に、その年の輪番地域がどうやっていくのかをビデオを持って見に行く人もおりますねん。



祭りのクライマックス、太鼓がけ



輪番区での人形浄瑠璃

※1 氏神・氏子：日本には同じ地域に住む人々が同じ神を祀る文化・風習があり、その神を氏神と言い、神さまを祀る住人のことを氏子と言います。

※2 佐伯郷：ここで言う佐伯郷は、吉川町吉田と稗田野町にまたがる範囲のことです。

走田神社の秋祭り 10月25日

走田神社の秋祭り(走田神社例大祭)は毎年10月25日に営まれ、神輿とともに総勢150人ほどの氏子が練り歩く大規模なお祭りです。この日は、隣り町でも山鉦が巡行する大きな祭り(亀岡祭)が営まれており、亀岡市内中心部一帯がお祭りの活気に包まれます。

走田神社の氏子地域は、吉川町穴川、余部町、常盤町、河原町、安町です。祭神は、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、彦火火出見尊、豊玉姫命の三神で、農業の守り神として信仰されています。

秋祭りは常磐町を除く地域の氏

子らによって営まれ、五穀豊穡と家内安全が祈願されます。

午前8時から走田神社の境内で例祭りは始まり、午前9時から午後4時まで、神輿が氏子地域内を約22キロ巡幸されます。

巡幸の並びは大太鼓を先頭に、宮総代、氏子総代、神輿、宮司です。先頭の大太鼓では「走田太鼓」が威勢よく打ち鳴らされます。

また、境内に集合していた各町の子供神輿は、それぞれの町に戻って巡幸されますが、穴川では子どもが少なくなつたため、子供神輿は据え神輿になっています。各家はお供(1千〜3千円とお菓子)をされ、子どもたちの昼食代になります。

<走田神社関連の祭事>

6月 - 夏越祓

夏越祓は、その年の前半半年の忌み汚れを祓う祭事で、参拝者は人形に名前・性別を書いて持参されます。

10月 - 例大祭

例大祭は神輿渡御で、洗い清められた神輿が氏子らに引かれ、吉川町穴川・余部町・河原町・安町を走田太鼓とともに巡幸します。
※神輿の巡幸が回ってきた際、氏子の各家からお金(3,000〜10,000円)や、ビール、お酒などがお供えされることがあります。

12月 - 師走大祓

師走大祓は、その年の後半半年の忌み汚れを祓う祭事です。

3月 - 稲荷社(旧) 初午祭

初午祭は、走田神社境内にある長栄稲荷神社の祭りで、商売繁盛を祈念されて営まれます。



氏子約150人が22キロほどを巡幸。走田神社の秋祭り

※据え神輿：巡行(幸)をせず、境内等に据え置かれる神輿のこと。穴川の子供神輿は、少し前まで神社に出向いていましたが、今は神社には行かず、はじめから穴川倶楽部に据え置きされています。

近年の動き

近年、吉川町内やその周辺で新しい動きが見られます。その中でも主だったものとして、「フィッシングパーク」「ドッグラン」「バナナ園」「いちご園」の四つを紹介します。

かめプーに フィッシングパーク出現

プールの休業期間、かめプーは釣り堀ができる施設となり、親子で安心してニジマス釣りが楽しめます。エサ釣りルールありがあり、数量は限定されますが持ち帰りも可能です。「営業」11月～5月、午前9時～午後4時



電話 080-2481-3562

プールが釣り堀に。大人も子どもも楽しめるニジマス釣り

コスモス園の ドッグランが通年化

京都丹波亀岡夢コスモス園の開園期間中のみ営業されていた「ドッグラン」がこのほど、貸し切り専用ではありますが、通年利用できるようになりました。ワンちゃんを安心して遊ばせられる施設です。「営業」土・日曜のみ、午前10時～午後4時



電話 080-8438-4224

通年利用できるようになったコスモス園のドッグラン

バナナ園が出現

吉田西地内のほ場に、高級バナナ「京都はんなりばなな」をバイオ肥料によって温室栽培するハウスができました。140本以上の苗木は、4月下旬とすつかり大きくなっています。品種はグロスマッシュェルで、皮まで食べられます。

2月末頃から収穫できるようで、業者への販売が基本ですが、小売りも検討されているとのこと。また大きな葉っぱは、ドリンクとして利用される予定のようです。



電話 075-662-1383

皮まで食べられて1本が数百円以上する高級品種「グロスマッシュェル」

いちご園に新たな施設 ジェラート

コスモス園の向かい側に数年前からいちご園「雫の里農園」が開設され、10棟あるハウスで、高級いちご「女峰」が栽培されています。ケーキ店などへの販売が主ですが、時にはハウスの横で一般販売されることもあります。

そこに新たな施設が建設されており、ジェラートの店舗兼作業所で、2022年3月オープンとの予定とのことです。



電話 090-1140-1551

雫の里農園で栽培されている高級いちご「女峰」

吉川町自治会

自治会は、市役所の下請け機関ではありません。住民の自主的な意思に基づく独立した組織として吉川町自治の中心を担い、まちづくりに関する重要な決め事や取り組みを、各種団体の協力を得ながら実施しています。移住後は、地区の一員として必ず自治会に加入してもらいます。

自治会の事務所は吉川公民館内にあります。そのため、公民館を「自治会館」とも呼びます。ここには、庶務・経理事務等に携わる事務員1名が常駐しています。ごみ袋や粗大ごみシールも販売していますので、ご利用ください。

< 吉川町の目指す姿 >

- ◆ 住んでいて良かった、住み続けたいと思えるまち
- ◆ 各人が安全で安心して暮らせるまち
- ◆ お互いに支え合い、共に助け合える絆のあるまち
- ◆ お互いに顔の見える付き合いができるまち
- ◆ 緑豊かで、自然環境が残るまち

上記理想の吉川町を目指すため、住民が自ら取り組みできることは何かと考え、話し合い、コミュニケーションを深めていきます。



【吉川町自治会事務所】
吉川公民館内
月～金曜日 9時～17時
電話 0771-22-0196
Fax 0771-22-0198



< 自治会役員 >

名称	主な役割	任期	決め方	報酬
自治会長	会務を統括する 兼務する役職 ・コミュニティ推進協議会 会長 ・自主防災会 会長 ・心の教育推進委員会 会長 ・亀岡市自治委員 ・地区社協 役員 ・青少協 役員 他	1期2年 最長2期	総代の推薦により、総代会の承認を求める。	報酬：月 8,000 円 旅費：月 2,000 円
副会長 2名	会長を補佐し会長に事故ある時は職務を代行 兼務する役職 ・うち1名は、地区社協 会長 ・コミュニティ推進協議会 副会長 ・心の教育推進委員会 委員 ・自主防災会 副会長 ・青少協 役員 他	1期2年 うち1名は次期会長候補者	会長が推薦し、総代会の承認を求める。	報酬：月 7,000 円 旅費：月 1,000 円
総代 16名 各区の正副区長	各区を代表する 兼務する役職 ・うち1名は、青少協 会長 (区の順番で区長が青少協の会長になる) ・自治会委員として兼務 (互選により、7委員会に振り分けられる) (その他、各種団体の委員にもなる)	1期2年	各区の規定による。	報酬：年 12,000 円 区長は、区長報酬として +12,000 円

総代会

自治会役員 19名と自治会事務員 1名の計 20名で年 8回ほど、不定期で総代会が開かれ、決め事や行事の調整、市からの連絡事項伝達などが行われています。時間は午後 8時から 1時間程度です。議長は会長推薦で総代の中から選ばれています。吉田区・穴川区の交互で議長が選ばれるのが慣例です。

自治会 7委員会
①広報研修、②環境、③文化、④体育、
⑤自主防災、⑥地域振興、⑦監査

総代が当て職で入る各種団体
①自主防災会、②地区社協、③青少協、
④コミュニティ推進協議会、
⑤心の教育推進委員会 略称で掲載

町民が支払うお金

全国どこでもそうですが、吉川町でも自治会費や区費があります。

これらは、地域の行事や建物の管理、事務費などに使われる大切なお金です。地域のためには互いに協力し合うことが大切です。必ず支払ってください。

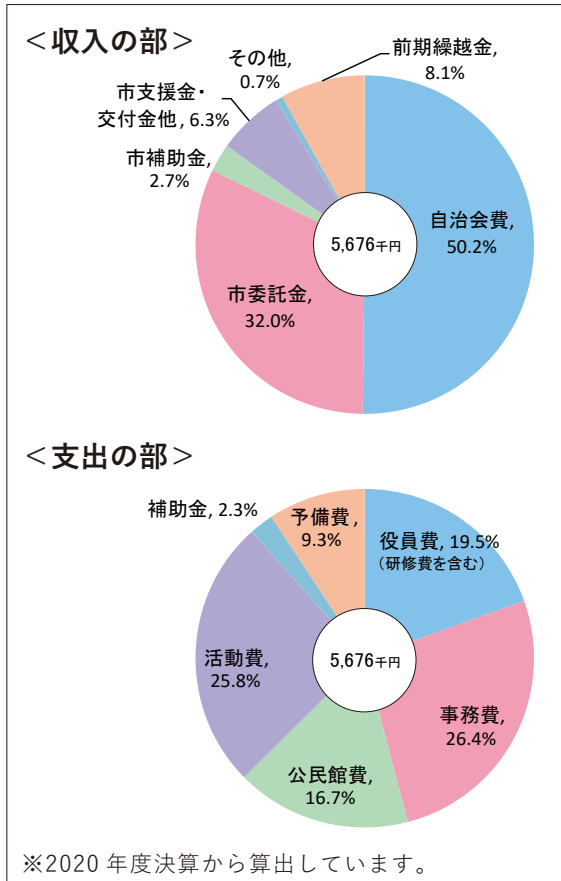


自治会費や区費の他にも自治会が取りまとめているお金があります。寄付意味合いのものは自

己判断ですが、基本的に全員が支払っています。



自治会主導で集めているお金については、下の表で示します。徴収業務については各区に委託されていますので、各区のページ(29～46ページ)をご覧ください。また区費など区ごとで異なるお金についても各区ページに掲載しています。



<自治会が徴収しているお金>

名称	金額	徴収月・日	対象者	徴収方法
自治会費	月 700 円	毎月 20 日まで	自治会加入世帯 事業所等も一世帯として	区や組で異なる 月払いや年払いなど

<自治会が取りまとめているお金>

名称	金額	徴収月	対象者	徴収方法
緑の募金	50 円	4 月	町民(世帯ごと)	区や組で異なる
日本赤十字社会費	目安 500 円～	5 月		
保津川花火大会協力募金	ワンコイン 10 ～ 500 円	7 月		
亀岡市社会福祉協議会会費	500 円～	8 月		
赤い羽根共同募金	目安 500 円～	10 月		
歳末たすけあい運動募金	目安 400 円～	11 月		

吉川町で活躍する主な組織

吉川町には自治会のほかに、地域住民の親睦を図ったり、地域の安全・安心なまちづくりのために活動する様々な組織があります。このページでは、自治会に関連する主だった組織を紹介いたします。

吉川町コミュニティ推進協議会

住民の自主的な協議・意思を反映して地域の連帯意識を高めるため、吉川町では、自治会役員や各種団体長、各区から選出された方などによってコミュニティ推進協議会が組織されています。

当会は、町内のコミュニティ強化を目的とした行事を担当し、ふれあい夏祭りや町民運動会などを主催されています。

吉川町自主防災会

火災や災害による被害の未然防止・軽減を図るため、市内各町に自主防災会が組織されています。

吉川町では、自治会役員が自主防災会役員を兼務されるとともに、各区選出の方々によって編成され、主に防災訓練や消火設備の点検、年末特別警戒をされています。

また災害時には、各担当ごとの役割を担われます。

消防団吉川分団

消防団は、本業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」との郷土愛護の精神に基づき、地域住民のおよそ20歳から60歳ぐらひまで

の方で組織されています。

吉川分団は、市内19分団のうち最も少ない団員数で、30人が定員です。団員たちは特別職(非常勤)の地方公務員として火災発生時における初期消火や救助・救出活動等に従事されています。また、平時には各種訓練のほか、防火・防災への啓発活動などを行われています。

吉川町防犯推進委員 連絡協議会

地域の安全思想の普及・啓発、安全活動の推進を図るため、市内各町に防犯推進委員連絡協議会が設置されています。

吉川町では、各区から1名を選出して協議会が設けられ、見回りや非行防止防犯パトロール、年末特別警戒を実施されています。

吉川町交通安全対策協議会

住民の交通安全意識の向上を図るため、市内各町に交通安全対策協議会が設置されています。

吉川町では、各区から1名を選出

して協議会が設けられ、交通安全運動期間中の啓発や安全指導など、交通安全に関わる様々な活動が行われています。



プラカードを持って「スピードを落とせ」とドライバーに呼びかける交通安全対策協議会の委員たち

吉川町体育振興会

住民の健康増進、体力向上、親睦などを目的に市内各町で体育振興会が組織され、一般的に「体振」と呼ばれています。

吉川町では、各区から3名以上を選出して組織され、大きな事業として、町民運動会の実質的な運営に携わられています。



放水訓練する消防団員と自主防災員

吉川町地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会(地区社協)は、亀岡市社会福祉協議会(市社協)の支援を受けて地区内の福祉活動を行う組織です。

吉川町では、自治会役員と各種団体の当り職などで地区社協が組織され、主に、ふれあいサロン(17ページ)と夜回り(18ページ)が毎月実施されています。



毎月実施の夜回り活動

吉川町子供会育成協議会

小学校・中学校の保護者で吉川町子供会育成協議会が組織され、各区の子供会役員が集まって当協議会を運営されています。

吉川町では、子どもたちの明朗・健全な育成を図るため、クリスマス会やとんど焼などを実施されています。「会費」1戸につき年額700円＋子ども1名につき年額200円

吉川町青少年育成協議会

青少年の健全育成を目的に、市内各町で青少年育成協議会が組織されており、一般的に「青少協」と呼ばれています。

吉川町では、自治会役員や各種団体の当り職などで協議会が設置され、町内清掃や非行防止活動、補導パトロールが行われています。

吉川町子ども心の教育推進委員会

心豊かでたくましく自ら生きる力を持った子どもたちを育てるため、市内各町に子ども心の教育推進委員会が組織されています。

吉川町では、自治会役員や各種団体の当り職などで委員会が組織



花いっぱい運動

され、町内美化や花いっぱい運動、文化・音楽鑑賞などが実施されています。事務局は吉川小です。

民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は、高齢者や子ども等の見守りや相談・助言活動、必要に応じた地域の専門機関へのつなぎ役としての役割を地域単位で担う非常勤の地方公務員です。

民生委員と児童委員は、兼務されることから一般的に「民生さん」と呼ばれています。また、主任児童委員が、小学校区に1名配置されており、子育てに関する支援を専門に担当されています。

吉川町には、4人の民生さんと1人の主任児童委員がいます。

吉川町グラウンドゴルフ同好会

愛好者が集まり、月1回のグラウンドゴルフを楽しんでいます。年間で順位付けをし、上位入賞者には賞品があります。入会者を随時募集し、初心者も歓迎されています。「活動日」月1回(土曜または日曜)

「活動時間」午前9時～11時「活動場所」吉川小グラウンド「会費」年額1千円

(二社)吉川共栄報徳会

かつては当会の会員が保有する山林によって多くの収益があり、町内の公的施設(テレビ共聴施設、有線電話、簡易水道など)の整備・維持に寄与されてきました。吉川公民館の土地・建物も当会の所有物で、自治会に貸出されています。

これまでは会員も多く、協力して山林を整備されてきましたが、近年の山林事業の衰退で会員は激減し、現在40名近くになっています。

主な事業は、^{※1}共有林の^{※2}撫育作業ですが、会員減少と高齢化によって難しくなっています。また、組織の維持・運営にとってもたいへん厳しい状況が続いています。

撫育作業は毎年11月に、曾我部町にある共有林で行われています。出役賃1千500円。不参金7千500円。

また役員は毎年、蕪田野町(湯の花温泉街の奥)にある共有林の境界線等を確認に行かれます。

※1 共有林：複数人が共有する私有林。

※2 撫育(ぶいく)：常に気を配り、大切にそだてること。林業において、撫でるように木を大切に育てることを「撫育」と言います。

行事について

吉川町では年間を通していろいろな行事が行われます。【みんなで集まる行事(16～17ページ)】から、【役員だけで集まる行事(18ページ)】、【市等からの動員で集まる行事(19ページ)】まで様々です。

それら行事を紹介しますので、あなたが移住したのちにどんな行事に関わっていくのか想像を膨らませてください。

<吉川町関連行事の早見表>

4月	新旧役員交歓会	18ページ	11月	人権学習会	17ページ
5月	亀岡光秀まつり	19ページ		防災訓練	18ページ
6月	中部同和教育推進協議会総会	19ページ	12月	市女性集会	19ページ
6月	防災訓練	18ページ		京都亀岡ハーフマラソン	19ページ
7月	地域こん談会	18ページ		年末特別警戒	18ページ
8月	佐伯灯笼祭	8ページ	1月	市消防出初式および町消防出初式	18ページ
	町内清掃(11月にも実施)	16ページ		とんど焼	17ページ
	ふれあい夏祭り	16ページ	3月	防災訓練	18ページ
9月	市総合防災訓練(隔年で防災講演会と交互)	19ページ	毎月	ふれあいサロン	17ページ
	吉川小グラウンド整備	18ページ		夜回り	18ページ
	敬老祝賀会	16ページ			
	慰霊祭(隔年)	18ページ			
10月	町民運動会	16ページ			
	走田神社の秋祭り	9ページ			

<地域情報の伝達方法>

情報の種類	発信ツール	配布等の方法
行事・出役のお知らせ	回覧文書・チラシ	毎月2回 原則として、1日と15日に各区から配布されます
会議の案内	案内文書	
市役所等からのお知らせ	広報紙など	各区の掲示板
	ポスター	
もろもろなんでも	自治会に尋ねれば、だいたいのことが分かります	困ったことがあれば、自治会事務所にお尋ねください

町全体で行われている情報発信の方法を左の表で示しますので、参考にしてください。また区に限定した情報については各区のページをご覧ください。

吉川町の情報はこれでゲット!

お見逃しなく

回覧板。ここにチラシが挟まれて各戸を回ります



こぼなし 農業の情報

近年減っていますが、農地で農業が散布されることあります。その際は、町内回覧で知らされ出さないようにしたり、窓を閉めたりするようにしましょう。

行事 — みんなで集まる“わいわい行事”

グラウンドゴルフ大会 5月

体振の主催でグラウンドゴルフ大会が毎年開催され、各区から選抜区民が出場されています。日5月午前10時～11時30分 吉川小グラウンド 所各区から選抜された区民

ふれあい夏祭り 8月

地元野菜の販売、屋台、ジャンボかぼちゃ抽選会、景品抽選会、アトラクションなど。日8月午後3時～8時 所ふれあい公園 町民

町内清掃 8月

午後からのふれあい夏祭りに備え、町民は2組み(偶数组・奇数组)に分かれ、町内とふれあい公園を清掃されています。日8月午前7時～8時 所町内及びふれあい公園 各戸1名他清掃後、ふれあい夏祭りの準備が行われます。



町内のごみを拾い集めて回る町民たち

敬老祝賀会 9月

午前中に式典、午後からは祝宴が開かれ、アトラクションやカラオケ、抽選会などが行われます。毎年60人以上が出席し、健康長寿を祝いながら楽しんでいます。日9月



大盛り上がり。毎年恒例のふれあい夏祭り

(例年は敬老の日に近い休日に開催) 午前10時30分～午後3時 所京都・烟河(湯の花温泉旅館) 75歳以上(対象者に総代が案内)

町民運動会 10月

運動会の日、町民の誰もが参加できる一般競技や区対抗競技などで大盛り上がり。競技に参加する度に景品があり、帰宅の際には手いっぱいのお土産を持って帰る人も。日10月午前9時～午後3時 所吉川小グラウンド 町民主催はコミュニティ推進協議会ですが、主



敬老の宴で頬を染める吉川町の高齢者たち

管として体振が競技運営をされています。



白熱する区対抗の玉入れ競争

こばなし 町民の一芸を求む

町民夏祭りや敬老会のアトラクションは、市協会のボランティアセンターに依頼して、登録のボランティアグループに来てもらうことが多いです。近年では、ミュージカルや腹話術、手品などをしてもらい、大満足です。

でも一番に願うのは、町内で一芸を持った方に出ってもらうこと。ギターや落語など一芸を持った方の連絡をお待ちしています。

(自治会役員)

凡例 日実施月等 L実施時間 所実施場所 参加対象 持参する物 参加者へ報酬や支給される物 参加費 参加金等 慰労会がある取り組み 担当者による準備等 他その他

人権学習会 11月

人権学習会が毎年11月に実施され、講師が招かれて講演が行われます。**日**11月**日**午後7時30分～9時
所公民館◎町民(会場キャパの関係上、各区へは参加人数を限定して依頼されています)



毎年開催される人権学習会

町内清掃 11月

町内を美しく保つため、青少協が主催して町内清掃を実施されています。**日**11月**日**午前8時～9時**所**町内全域◎各戸1名

とんど焼 1月

ひと昔前は無病息災を祈念して各区ごとにとんど焼が行われてきました。現在では町内全体の行事として実施されています。書初めを高く舞い上げたり、古いお札などを燃やして供養されています。**日**1月**日**午前6時～7時**所**吉川小グラウンド◎町民◎子供育成協議会が主催し、子供会役員のほか、自治会役員・消防団員らが準備されています。



高さ7m超えも。毎年恒例のとんど焼

ふれあいサロン 毎月1回

地区社協の取り組みとして、ふれ



手芸に集中するサロンの参加者たち

あいサロンが毎月開かれています。高齢者が参加し、^{※1}保津川寄席や軽体操、手芸、歌、夢コスモス園の散策

などを楽しまれています。**日**毎月第3土曜日(8月と1月は休み)**日**午前10時から2時間程度**所**各区会議所・公民館など◎65歳以上の町民
料500円(お弁当代)

介護予防活動事業 不定期

市の高齢者地域介護予防活動事業が活用され、例年いくつかの事業が実施されています。その中で7月の観葉植物植えと12月の正月用寄せ植えでは、^{※2}亀岡市都市緑花協会の職員が講師をされます。この日を楽しみにされている方も多く、毎年たくさんの方が集まります。**日**不定期。年数回◎65歳以上

子育て交流会 (休止中)

就学前の子どもを持つ親対象の交流会を主任児童員が主となり民生委員の企画で毎月されています。いましが、感染症まん延の影響と参加者の減少によって、現在休止中です。要望があれば再開を検討されるということです。



※1 保津川寄席：奇数月の第3土曜日に安町ホーム和の家(亀岡市安町中畠138)で定期開催される寄席。素人落語家たちによる寄席ですが、玄人はだしのレベルの落語を楽しめます。主催は、かめおかまちの元気づくりプロジェクトです。

※2 亀岡市都市緑花協会：市内の緑化活動をしている公益財団法人です。市営住宅(堂ノ前区)の向かいに協会事務所があります。また、吉川公民館裏のふれあい公園の管理を、市からの委託を受けてされています。

行事 — 役員が集まる “しゅくしゅく行事”

自治会役員や各種団体役員になると、出席しなければならぬ会議や行事などがあります。そのどれもが、住民自治を推進していくために重要なものです。



新旧役員交歓会 4月

慰労と懇親を目的に、新役員と旧役員が集まり会食・懇談をされています。**日** 4月**L** 2〜3時間**所** 市内飲食店**◎**自治会役員、各種団体長など**¥**会費徴収

防災訓練 6・11・3月

梅雨時期前の6月に、主に河川護岸や水路などを巡回する危険箇所



操舵訓練する自主防役員ら

点検が実施されます。また、防災資機材点検が6月と11月に行われます。11月と3月の訓練は、年によって内容が検討されて実施されます。**日** 6・11・3月**L** 午前8時〜10時**所** 町内**◎**自主防災会役員

地域こん談会 7月
地域の課題や要望について、市長をはじめ、市幹部と意見交換されます。**日** 7月**L** 2時間程度**所** 亀岡市都市緑花協会会議室**◎**自治会役員

吉川小グラウンド整備 9月
小学校の運動会と町民運動会に備え、吉川小グラウンドの草引きなどが行われます。また町民運動会前日には町民運動会の大会役員が準備されています。**日** 9月**L** 午後1時〜3時**◎**吉川小グラウンド**所** 町民運動会大会役員(自治会役員、体振役員ほか)、吉川小PTA役員など

慰霊祭 隔年9月
先の三大戦(日清・日露・太平洋)において戦死された方々の御霊を慰霊するため、遺族が招かれて追悼の意が表されます。**日** 隔年9月**L** 午前10時30分〜11時30分**所** ふれあい公園**◎**遺族、自治会役員など

年末特別警戒 12月

新年を迎えるにあたって何かと忙しい年末に、火災などの災難に見舞われないよう、市内各町一斉で特別警戒が行われます。吉川町でも消防団と自主防災会が中心となって町内を巡回されています。**日** 12月**L** 午後9時〜12時**◎**自主防災会役員、防犯委員、消防団員**他** 吉田西区、吉田東区、穴川(穴川西区・東区)では、独自の年末警戒も行われています。

消防出初式 1月
亀岡市の消防出初式(午前中)のあと、消防団と合同で吉川町の出初式が開催されます。**日** 1月**L** 正午〜午後0時30分**所** ふれあい公園**◎**自治

主防災会役員、消防団員**他**市の消防出初式には、当番になった4区の自主防災会役員から各区1名ずつ出席し、式典とパレードに参加されています。最後は消防団員による一斉放水が実施されています。



吉川町消防出初式

夜回り 毎月1回

地区社協の取り組みとして「地域見廻り隊」が編成され、月1回の夜回りを実施されています。**日** 毎月5日**L** 午後8時〜。区により巡回時間に差があり、約15分〜30分間**所** 区ごとで実施**◎**地区社協構成団体員(各区2〜5名)

凡例 **日**実施月等 **L**実施時間 **所**実施場所 **◎**参加対象 **➤**持参する物 **付**参加者へ報酬や支給される物 **¥**参加費 **不**参加金等 **人**慰労会がある取り組み **準**担当者による準備等 **他**その他

行事 — 動員で集まる “ぞろぞろ行事”

市役所等からイベントや訓練、集会などへの応援や動員の要請が年数回あり、所属や役職によっては出役しなければなりません。



亀岡光秀まつり 5月

亀岡の基礎を築いた元亀山藩主・

明智光秀公を顕彰するため、毎年5月3日に亀岡光秀まつりが開催されています。亀岡を代表する一大イベントで、顕彰行事のあと、武者行列が行われ、各町から動員された住民が武將に扮して行軍に参列されています。日5月(大型連休期間中) 午前10時～午後4時30分 所市内一円 ◎当番2区から各1名 卍 弁当



吉川町民も行軍に参列。亀岡光秀まつり

同推協総会 6月

中部各町(吉川・曾我部・薄田野・

大井・千代川)で中部地区同和教育推進協議会(同推協)が組織されています。毎年、総会(役員・計画・予算などの決議)のあとに人権を学ぶ講演会等があります。日6月 午後1時30分～3時30分 所南桑中体育館 ◎各区2名

市総合防災訓練 9月

防災訓練と防災講演会が隔年で

開催されています。防災訓練は、地域拠点会場と、主会場となる保津川河川敷会場(保津町)で行われ、主会場には各町から5名が参加し、残りは地域拠点会場で訓練されています。日隔年9月(または8月) 午前7時～正午 所町内及び保津川河川敷 ◎自主防災会役員、消防団員

市女性集会 12月

亀岡市女性集会在が、性別に関わら

ず誰もが安心して暮らせる地域社会を築くために開催され、吉川町からも男女を問わず5名参加されています。日12月 午前9時30分～午後3時15分 所ガレリアかめおか ◎当番4区から各1名、会長または副会長



市防災訓練でバケツリレーする自主防役員ら

京都亀岡ハーフマラソン 12月

毎年恒例のハーフマラソン大会

には、市内外から集まった約4千500人が出場し、4種目25部門に別れ、健脚を競う方、完走を目指す方あるいは被り物やコスチュームにこだわる方など多種多彩です。また、約9千人の来場者を見込み、おもてなしとして、特産物の展示・販売ブースなどが設けられます。吉川町からはコースにおける給水係として参加されています。日12月 午前8時30分～正午 所亀岡運動公園競技場がスタート及びゴール地点 ◎各區1名ほか計10名 他大会当日は交通規制が行われます。



約4,500人が出場するハーフマラソン

凡例 日実施月等 L実施時間 所実施場所 ◎参加対象 >持参する物 卍参加者へ報酬や支給される物
 ¥参加費 不参加金等 慰労会がある取り組み 準担当者による準備等 他その他

ごみの出し方

定期ごみ（燃やすごみ・埋立てごみ・資源ごみ）

亀岡市では、ごみを「燃やすごみ」「埋立てごみ」「資源ごみ」に分別して、それぞれの回収日に出すのがルールです。「燃やすごみ」と「埋立てごみ」は、指定ごみ袋に入れ、午前8時30分までにゴミステーションに出してください。ゴミステーションは、区内に複数あります。燃やすごみは2か所ほど、埋立と資源ごみはおおむね1か所。場所が分からない場合は、ご近所の方にお聞きください。



ステーションの掃除は区の役員が適宜されています。きれいに使いましょう。

	回収日	指定ごみ袋
【燃やすごみ】	月・木曜日	緑色のごみ袋
【埋立てごみ】	第2・4水曜日 (乾電池は別にして透明の袋に入れる)	黄色のごみ袋
【資源ごみ】		
・プラスチック製容器包装	金曜日	透明な袋
・ペットボトル	第2・4水曜日	収集ネット
・空きカン ・空きビン ・スプレー缶 ・ライター	第2・4火曜日	収集ネット またはコンテナ

粗大ごみ

粗大ごみを捨てるのは、ちょっと面倒です。事前連絡や料金シールの購入をしなければなりません。左の表にある手順で手続きをしてください。

<粗大ごみを出す手順>

回収を申し込む
亀岡市環境事業公社
電話(0771)27-3393

料金シールを買う
購入店は、転入時にもらえるパンフレットに掲載
自治会でも買えます

粗大ごみにシールを貼る

指定された場所・日に粗大ごみを出す

ごばなし プラごみゼロ宣言



亀岡市は、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロを目指す宣言をしました。それにもない、プラ製のレジ袋を有償・無償を問わず禁止する条例を成立しました。吉川町でもプラ製品の使用を少しでも少なくするために、会議や屋外作業の際にこれまでしていたベクトボトルの配布などを控えられています。

廃品(有価物)

有価物の廃品回収が吉田、穴川、堂ノ前では年6回(偶数月の第3日曜日午前9時から)行われますので、指定の場所に出してください。



廃品回収で得られる報奨金は各区へ分配されますので、ご協力ください。

なお、府営穴川団地では、当自治会とは別に毎月9日に廃品回収が実施され、業者から報奨金をもらわれています。

<廃品回収品目>

・新聞紙	・布類
・ダンボール	・金属類 アルミやスチール 缶、鉄くずなど
・雑誌	

2021年8月から金属類も回収品目に加われました。現在の回収品目は上の表をご覧ください。回収日などの詳細は、そのつど町内回覧で知らされます。

近くの医療機関

吉川町は、市内のほぼ中心に位置するため、基本的に市内のどこに行くのも便利です。医療の点だけを見ると、近くに佐藤医院(吉川町吉田西区)と柿花診療所(蕨田野町柿花)があり、さらに車で20分ほどのところには、公立の総合医療機関が2つ、亀岡市立病院(亀岡市篠町)と京都中部総合医療センター(南丹市八木町)がありとても充実しています。

佐藤医院 吉川町吉田西

佐藤医院は、地域住民のかかりつけ医として頼れる存在です。

柿花診療所 蕨田野町柿花

吉川町から車で10分弱、隣り町の蕨田野町に柿花診療所があります。

<佐藤医院>

		月	火	水	木	金	土
診療科目	内科	○	○	○	—	○	○
	消化器内科	○	○	○	—	○	—
	小児科						

電話：0771-21-2525

診療の受付時間：9時～12時

：17時～19時30分 ※小児科夜診受付は19時まで

<柿花診療所>

		月	火	水	木	金	土
診療科目	内科	内科	内科	内科	内科	内科	内科
	整形外科			整形外科	整形外科	整形外科	呼吸器科
	麻酔科			麻酔科	麻酔科	麻酔科	
		物理療法					

電話：0771-25-1700

診療の受付時間：9時～12時

※健康診断業務のため6月～8月は月曜日が休診。

診療科目等は変更する場合があります。詳しくはホームページなどをご確認ください。

盆地特有の気候(丹波霧)

亀岡市は、盆地特有の気候で寒暖差が大きく、朝晩は冷え込むことが多いです。

晩秋から冬にかけては、丹波霧に覆われ、幻想的な風景に包まれます。しかし、近年では、温暖化のせい以前より霧の濃さや頻度が薄れてきたように思われます。この霧も、洗濯物が乾きにくいなど、日常生活のうえでは困りごとの一つです。



平成29年度亀岡市観光写真コンテスト・(一社)亀岡市観光協会会長賞
「錦秋の亀岡盆地」(作・山下文行)

教育・子育て機関

吉川町の子どもたちは基本、町内にある吉川小学校と、すぐ隣り町にある南桑中学校(愛称…なんちゅう)に通います。どちらも少人数で子ども同士、子どもと先生の関係が濃く、田んぼに囲まれた立地のため、ゆったりとした学校生活を過ごすことができます。また、吉川町の近くには、保育所(園)が2か所あります。

保育	中部保育所	亀岡市普我部町穴太河原口 34-1
	太田保育園	亀岡市稗田野町太田竹ヶ花 20-1
小学	吉川小学校	亀岡市吉川町穴川平田 17 番地
	南桑中学校	亀岡市稗田野町太田丸橋 1
高校	亀岡高校	亀岡市横町 23
	南丹高校	亀岡市馬路町中島 1
	園部高校	南丹市園部町小桜町 97
	農芸高校	南丹市園部町南大谷下芝雨乞嶽 12
	京都聖カタリナ高校	南丹市園部町美園町 1 号 78 番地
大学	京都先端科学大学	亀岡市普我部町南条大谷 1-1
	京都亀岡キャンパス	

吉川小学校 お米作りをやってるよ

吉川小学校の現在の在校生は37人で、4・5学年で複式学級が実施されています。



カマを持って稲刈りを体験する吉川小の児童たち

「食農学習推進事業」として5年生(現在は複式学級のため4・5年生)は毎年、田植えや稲刈りなどの水稲耕作を体験学習されています。指導は地域のおっちゃんたち。吉川町営農組合の役員がお手伝いされています。

児童の登下校 大人たちの見守り

登校時、児童たちは6年生をリーダーに3班に分かれ、各地域の集合場所から学校まで歩きます。その際、住民ボランティアの見守り隊や民生さんが同行し、途中から迎えに来

た先生も合流します。学校の近くの横断歩道では、お巡りさんも見守られています。

下校時は、基本毎日集団一斉下校です。途中まで先生の見守りがあり、月2回水曜日には、当番制で保護者や民生さんが、校門まで迎えに行きます。さらに、危険な場所では、見守り隊も待機されています。



見守れながら登校する児童たち



児童たちは年3回(学期ごと)に、ごみを拾いながら下校します

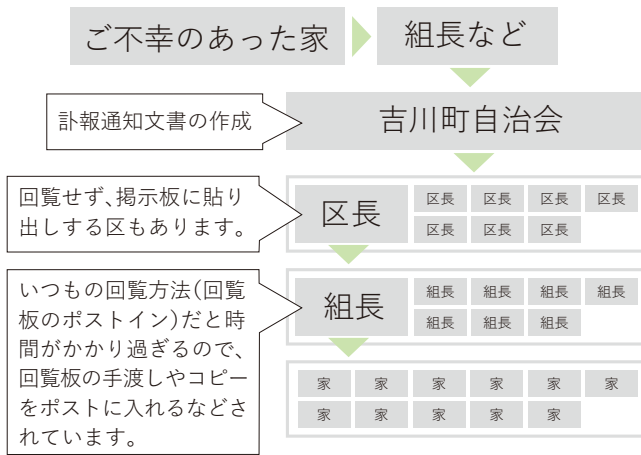
お葬式などー町内でご不幸があった時

訃報や葬儀の手伝い、香典など、葬儀等に関わるもろもろの慣例や風習は、区や隣組単位で異なります。このページでは、全区におおよそ共通した情報のみをお伝えします。各区の詳しい内容は29〜46ページをご覧ください。

町内の訃報が届きます

ご不幸のあった家から訃報を受けた組長などが、死亡者氏名・死亡日時・葬儀日程など必要事項を自治会に伝えていきます。その連絡を受けた自治会は至急回覧文書を作成し、各区長を通じて町内全戸に訃報を知らせていきます。

<訃報の伝わり方>



お葬式には行く？

区や組によってご近所付き合いの度合いに差があり、濃い所から、薄い所まで様々です。関係が濃い所ではご近所さんの葬儀事には必ず参列されていますが、薄い所では必ず行くというわけではありません。

香典はいくらぐらい？

組やご近所付き合いによって異なりますが、香典の額は5千円ぐらいが一般的です。なお、近年では香典を辞退されることも多くなってきました。

香典返しをしない

吉川町には、「町内の人へは香典返しをしない」という取り決めがあります。



お手伝いはするの？

同じ組の方々に通夜と葬儀の受付などを手伝う風習が残っている所もあります。しかし、近年では、ほとんどが葬儀場を使われ、また、家族葬も多くなり、手伝うことが少なくなってきました。

粗供養は質素に

葬式後の振る舞い(粗供養)が過去においてどんな豪華にエスカレートしたため、質素にするようにと申し合わせがされています。



葬儀場

家で葬儀をするところはほとんどなくなり、市内の葬儀場(亀岡シティーホールや洛王セレモニーホール亀岡)を使うことが多くなりました。

亀岡シティーホールのことを「セレマ」と呼ぶ人が多いです。

葬儀場への移動

吉田、穴川、堂ノ前では、希望により、送迎バスの手配を喪主などが行っています。運行経路・停車場所・発車時刻などは、至急回覧文書によって知らされています。

※隣組：隣組(となりぐみ)とは、自分の家を含む隣近所の方々に集まる組という意味です。自分が所属する組の隣りにある組という意味ではありません。吉川町では、組の代表を組長(または隣組長)と呼んでいます。

寺について

吉川町には、吉田地内に浄光寺、穴川地内に光専寺の二つのお寺があります。いずれも浄土真宗本願寺派のお寺です。吉田地内に住む多くの人は浄光寺の門徒です。穴川地内は吉田地内と異なり、光専寺のほか、他宗派の家も多いようです。

浄光寺 吉田西地内

稲荷神社と同様に、昔は浄光寺も子どもたちの遊び場でした。

あまり広くない境内には、「蓮如上人旧跡之地」と書かれた石碑が



龍大生によるレクリエーションを楽しむ門徒の子どもたち



浄光寺（吉川町吉田段の坪8）

<浄光寺>

- 1月1日 修正会
- 3月 春の彼岸会
- 3月 総永代経
- 8月 地蔵盆
- 9月 秋の彼岸会
- 11月 報恩講

立っています。また、上人直筆の大書された名号2枚と、自分の姿を水面に写しながら自画像を彫られた「蓮如上人水面の像」も残されています。

上人が文明7年（1475年）に

大阪の河内に行かれるときに、吉田村浄光寺に逗留されました。その当時は天台宗のお寺だったといわれていますが、周辺を伝承布教され、阿弥陀仏信仰が広まっ

光専寺 穴川西地内

たとわれています。

例年8月に地蔵盆として「浄光寺土曜学校」が開催され、門徒世帯の幼児から中学生まで約15人と、その保護者や寺総代が集まります。お勤

天正8年（1580年）に初代山

本重良左衛門光房により^{※1}庫裏が建てられ、三代目重右衛門光信が深く

仏法を信じ本願寺に帰依し、寛永5年（1628年）に本堂を建立されました。

翌寛永6年には本願寺第十二世准如上人から寺号・道光山光専寺を賜り、本尊阿弥陀如来像を祀り同寺を開きました。俗名を改め善了と号し光専寺第一世となりました。寛政5年（1793年）には、龜山城主の久世出雲守から当寺境内の永代免租のお墨付きが下賜されます。現住職は、第一世善了から数えて第十四世大祐に引き継がれています。なお、第八世住職雲海の^{※2}坊守は^{※3}円山応挙の妹で、俗名イワでした。

<光専寺>

- 1月1日 修正会
- 3月 春の彼岸会
- 3月 総永代経
- 9月 秋の彼岸会
- 11月 報恩講



光専寺（吉川町穴川の場8）

めのあと、龍谷大学生がゲームやレクリエーション、飯盒すいさんなどで、子どもたちを楽しませてくれます。

※1 庫裏（くり）：僧侶の居住する場所、また寺内の時食を調える台所も兼ねる場合があります。

※2 坊守（ぼうもり）：一般的には、寺や坊舎の番人のことを言います。浄土真宗では伝統的に住職の妻のことを「坊守」と呼んでいます。

※3 円山応挙：龜岡で生まれ育ち、江戸時代中期～後期に活躍した絵師。近現代の京都画壇にまでその系統が続く「円山派」の祖であり、写生を重視した親しみやすい画風が特色です。

神社・氏子について

日本には、同じ地域に住む人々が同じ神を祀る文化・風習があり、その神を氏神と言い、神さまを祀る住人のことを氏子と言います。

移住後、その地域にある神社の氏子になるかは任意ですが、地域に入られると自動的に氏子として受け入れられることが多いです。氏子になるための条件は特にありませんが、祭りへの奉仕などが求められます。

吉川町には、二つの神社があります。お稲荷さんと戎(夷)さん(この辺りでは、えべっさんと呼ばれています)です。いずれも小さな社ですが、昔から地域の人々からたいへん親しまれています。



稲荷神社 吉田西地内

稲荷神社は、吉川町から大井町に向かう太田道沿いにあり、朱色の鳥居と勧請当時から石造りの鳥居が迎えます。狭い境内には朽ち果てて切られた大木の切株が残っています。

昔は、子どもたちの良き遊び場でもありました。石造りの鳥居の上に石を乗せることもよくあり、今も石が残っています。

10月の秋の例祭には、吉田地内の小学生による子供神輿が吉田地内を練り歩き、太鼓によって先導されています。

ほかに、8月に夏の例祭があります。正月には初詣に来られる方もあり、宮総代が境内で出迎えられます。



神輿をバックにハイ・チーズ

蛭子神社 穴川東地内

蛭子神社は吉川町の東端、旧国道372号の道沿いにあります。安永4年(1775年)に祠を営み祀ったとされています。七福神の一つで、後に招福の神として広く民間に信仰されるようになりました。

かつて11月の例祭には、多くの露店が並びおおいにぎわっていました。煩のつきでたえびすの面をついた短い笹福を持って帰るのがこの時季の風物詩でした。

一度は廃れた例祭の露店ですが、2016年に復活されました。

祭りには、商売繁盛を祈願する人や、地域の子どもたちが訪れています。

今は、小澤・楠の両家を中心となつて神社の護持に努められています。



露店が復活。えべっさんの例祭

農業と農村環境保全

吉川町では、2018年1月時点で農地が約5千249㍎、農家が83戸です。^{※1}ほ場整備が一部しかされていなかったため、小さなほ場が中心となります。現在、農家組合員の減少と高齢化が進んでおり、担い手不足も深刻な状態です。そのため、休耕地や耕作放棄田が増えつつあります。そういった農地の^{※2}請負耕作をしている人も高齢になっていきます。そのような状況にはありますが、田舎の緑豊かな田園風景を何とか協力しあって保全していこうとされています。

このページでは、農業や農地保全を共同で行うための組織を紹介します。

農家組合

それぞれの区にある農家組合(吉田西町農家組合、吉田中農家組合、吉田東農家組合、穴川農家組合)には農地所有者や耕作者が加入し、地域の農事全般を担っています。

吉川町営農組合

吉川町営農組合は、各区の農家組合の正副組合長と農業委員、農地利用最適化推進委員などで構成され、町内の取りまとめや農業の発展・強化を図られています。

農業委員

農地利用最適化推進委員

農地法に基づく売買・賃借の許可、農地転用への意見具申、遊休農地の調査・指導などを執行する行政委員会として市町村に農業委員会が設置されています。その構成員である農業委員は、市民の中から任命された方々で、吉川町では1名がその任に当たられています。

農地利用最適化推進委員は1名、農業委員会からの委嘱を受けて活動されています。主たる使命である「農地等の利用の最適化の推進」(担い手への農地利用の集積・集約化、

遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)について農家組合と連携しながら取り組まれています。

農地・水環境保全管理の実施主体組織

農水省は、農家・非農家問わず地域ぐるみで農地や水路、農道など農業に関する施設を保全管理することを推進しています。農水省が推進するこの事業に取り組む組織が吉川町には3つあり、吉田西緑美会(吉田西区)、吉田保全会(吉田中・東区)、穴川環境保全会(穴川東・西区)です。各組織は、年間を通じて環境保全作業をされています。

吉田東区独自の組織

吉田東区では、農家組合のほか、「アグリ吉田」と「農事組合法人吉田」という組織があり、積極的な農事活動が行われています。

【アグリ吉田】

アグリ吉田は、稲作・畑作の耕運作業の受託を通じて吉田東農家組

合の効率的かつ安定的な農業経営の実現を図るとともに、地域農業の担い手として発展することを目的に現在13名で活動されています。

【農事組合法人吉田】

2018年9月の台風により農業用施設・設備に壊滅的な被害がありました。災害から立ち直って吉田東地区の農業・農地を守り、継続・発展・継承していくために2019年に農事組合法人吉田が設立。14名が所属し、田植えや稲刈りなどの委託作業をされています。



農事組合法人吉田の倉庫

※1 ほ場整備：田んぼや畑などの農地をほ場と言います。日本のほ場の多くは区画が小さく、不定形です。このような農地の区画を整形して生産性を高めようとする事業をほ場整備と呼びます。

※2 請負耕作：農地所有者からすべてもしくは一部の業務を請け負って耕作する方法。

移住者を助ける制度

このページでは、亀岡市や京都府が設けている移住を助ける制度を紹介しますので、ぜひ参考にしてください。

既存集落まちづくり区域指定

吉川町は※市街化調整区域ですが、指定区域内で指定用途（自己用住宅など）の建築を許可する「既存集落まちづくり区域」の指定を受けました。

この指定により、市街化調整区域で原則認められていない住宅や商業施設などの建築が、左の表の範囲で許容されます。

<吉川町の指定エリアで許容する用途>

自己用住宅	敷地面積 150 ㎡以上(新築)
自己用兼用住宅	敷地面積 150 ㎡以上(新築) 非住宅部分の床面積の合計が 50 ㎡以内 かつ延べ面積の 1/2 未満のもの
非自己用住宅	敷地面積 300 ㎡以上(開発行為に限る)
非自己用兼用住宅	
店舗、飲食店等	床面積 150 ㎡以内(2 階以下)
農産物直売所	床面積 500 ㎡以内(2 階以下)
農家レストラン	
アトリエ	床面積 50 ㎡以内(新築)
事務所	床面積 150 ㎡以内(用途変更)
簡易宿所	用途変更に限る
診療所	条件なし

町内すべての場所が指定区域ではありません。詳しくは自治会にお問い合わせください。

空き家バンク

亀岡市は、空き家情報の収集と紹介をしています。

制度や物件情報をホームページから見られます。空き家バンク登録申込書にて、地域や物件の希望を伝えることもできます。



亀岡市HP
移住・定住

京の田舎ぐらしナビゲーター

移住希望者からの相談に対し、地域に係る適切な説明、助言を行うなど移住者を受け入れるための活動に努めるナビゲーターが京都府内各所に配置されています。
吉川町でも1人配置されていますので、自治会にお問い合わせください。

移住促進特別区域の指定

吉川町は、京都府移住促進特別区域の指定を受けています。この指定により使える補助金制度がありますので、ご利用ください。

〔電話〕亀岡市SDGs創生課 0771-25-5060

<補助金など>

制度名	支援金額	支援内容
空家改修等の助成	最大 180 万円助成	取得又は賃借した空家の改修費を補助
不動産取得税の軽減	不動産取得税を通常税率の 1/2 に軽減	空家・農地取得の際の不動産取得税を軽減
借入資金の金利負担の助成	借入残高の最大 0.5% を助成	空家の取得・改修・農地取得の借入資金の金利を一部補助
移住者の起業に係る改修、設備投資の支援	最大 300 万円助成 (補助率 2/3)	移住者が、移住した地域で起業する際にかかる施設の改修費や設備投資費などを助成

表にある空家・農地は、府移住促進条例に基づき登録された「登録空家・登録農地」を指します。助成の内容や金額は今後変更する可能性があります。

※市街化調整区域：都市計画法により3つの区分「市街化区域」「市街化調整区域」「非線引き区域」がされています。このうち市街化調整区域は、市街化を抑制する区域のことです。市街化させないために、原則として住宅や商業施設などの建物を建てることはできません。



区とは

ここからは区ごとの情報を紹介していきます。

各区の組織は吉川町自治会の下部組織ではありません。各区それぞれが、独立した住民共同体として成り立っており、独自の規範に基づいて、そこに暮らす区民を第一に考えた自治に取り組まれています。

あなたがもし、「前に住んでいたところはこうだったのに」や「今の時代はこうだろう」と言いたくなくても少し我慢してください。できれば、批判的な言い方ではなく、「この集落のためには、こういうやり方も良いと思います」という提案として声に出していただき、これからの集落を作っていく一助になることを願っています。

西から？東から？

吉田では西から順に、穴川では東から順に並べて言うのが通例です。なぜだかは分かりません。

吉田西区 …34 世帯 西ノ組 1組、2組、7組、8組 中ノ組 3組、4組 東ノ組 5組、6組
吉田中区 …34 世帯 1組、2組、3組、4組、5組、6組
吉田東区 …25 世帯 1組、2組、3組、4組、5組
堂ノ前区 …38 世帯 1組、2組、5組、7組、10組、11組 ※世帯数の減少に伴い、なくなった組があります。
穴川区 …64 世帯 穴川東区 1組、2組、3組、4組 穴川西区 5組、6組、7組

替田区 …59 世帯 1棟 1組、2組 2棟 3組、4組、5組、6組 3棟 7組、8組 4棟 9組、10組
--

吹ケ区 …70 世帯 5棟 1組、2組 6棟 3組、4組、5組 7棟 6組、7組、8組 8棟 9組、10組 9棟 11組、12組、13組
--

※このページに記載している世帯数は、2021年12月1日時点の自治会入会世帯のうち事業所を除いた数です。

吉田西区は吉川町で一番西側に位置し、府道407号沿いに40戸余りあるのどかな集落です。約40戸のうち7つ(マルホ発條工業(株)、明光精機(株)、シン・ショウワ、(株)西田建材、佐藤医院、吉川ゆう薬局、谷石材店)は事業所です。吉田西区は、昔からここに住む人の割合が多いことも特徴で、そのため物事に対する団結力の強い集落でもあります。

区内の行事

町民運動会慰労会 10月

町民運動会のあと慰労会が開かれ、参加者で会食をされています。
 10月 午後6時～9時 西町倶楽部 参加区民 区の体振役員

稲荷神社秋の例祭

子供みこし巡行 10月

稲荷神社の秋の例祭のあと、子供神輿が巡行します。10月 午後12時30分～3時 稲荷神社 吉田区子供会 吉田区子供会役員、宮総代 子供会から宮総代に謝礼が支払われます。

年末特別警戒 12月

自治会の年末特別警戒と並行し、区でも夜間警戒の巡回が行われます。12月28・29日 午後8時30分

11時30分 西町倶楽部に集合 役員が懐中電灯、拍子木、蛍光タスキ、飲み物、おつまみ等を準備

懇親会 2月

懇親会が毎年開かれ、余興のカラオケでは、のど自慢の区民が一人で何曲も歌われます。以前は1月に新年会が開かれていましたが、喪中の方が出席を遠慮されることから、2月開催の懇親会になりました。2月 正午～2時間程度 市内飲食店 各戸1名 区役員が店等を手配 飲食店の送迎バスで移動

区内の出役作業

春の溝掃除 4月

生活排水路などの泥上げ 4月 午前8時～2時間程度 区内全域 各戸1名 泥上げの道具(ジョレンヤクワ) 3千円

堤防草刈り 6月

山内川の堤防の草刈り 6月 午前8時～午後4時 山内川堤防 各戸1名 草刈り機、カマなど チップソー 6千円

堤防草焼 7月

堤防の草焼き 7月 午後1時～2時間程度 山内川堤防 有志 草を集める道具(レイキやフオーク)

地獄川の清掃 8月

川底の掃除 8月 午前8時～12時 地獄川 各戸1名 泥上げの道具(ジョレンヤクワ) 3千円

稲荷神社の清掃 8月

境内の草刈りや枯葉・落葉の除去作業を、吉田地区内の西区、中区、東区が年替わりの持ち回りでされています。8月 午前8時～1時間程度 稲荷神社 各戸1名

蕨田野神社の清掃 11月

境内の枯葉・落葉の除去作業を、各氏子地域が担当月にされています。11月 午前8時～1時間程度

区内の会議

度 蕨田野神社 各戸1名

総会(認可地縁団体) 5月

前年度事業および決算の報告、新年度事業計画および予算の協議、新役員を選任 5月 午後8時～1時間程度 西町倶楽部 20歳以上の区民(出席者は各戸1名で、ほかには委任状および議決権行使書面が配られます)

総常会 随時

区内行事の調整や自治会からの報告事項の伝達のために、総常会が開かれます。年5・6回 午後8時～1時間程度 西町倶楽部 各戸1名 お茶当番があり、隣近所の順で主に婦人が準備と片付けをされていますが、見直しをしようとしていきます。

情報の伝達

区内の情報伝達は、回覧板や連絡チラシの全戸配布でされます。



凡例 実施月等 実施時間 実施場所 参加対象 持参する物 参加者へ報酬や支給される物 参加費 参加金等 慰労会がある取り組み 担当者による準備等 その他

※1 西町倶楽部(西区会所): 正式名所は「西区会所」。会所建築時に区民が集まり社交・親睦を図れる場所にしたという願いを込めて「倶楽部」と呼称するようになりました。

区内の組織

吉川町子供会西区

吉田西区の子供会は、小学1年生から中学3年生までが対象です。主な行事として稲荷神社の秋祭りの際に子供神輿を巡行されています。

ミセス会

ミセス会はもともと区内のミセスたちが仲良くなることを目的に組織された会ですが、現在は親睦活動そこそこの、年2回の西町倶楽部の掃除を頑張られています。現在70歳以上80歳未満の婦人が会員になっています。「会費」集まる度に1千円

吉田西緑美会

緑美会は地域住民と各種団体で構成され、農村環境を良好な状態で保ちし向上を図るため、農道や水路の補修、農地の基礎管理および計画づくり、植栽事業をされています。植栽事業では、休耕田にコスモスを植えられています。「構成団体」吉田西区、吉田西町農家組合、子供会西区、吉川小PTA西区、消防分団西区、ミ

セス会

農業について

吉田西区の農地は、^{※3}農振地のため水利の便が良く、基準収穫量も市内上位を占めています。水稲はコシヒカリ、キヌヒカリが主です。過去には、丹波キヌヒカリとして^{※4}食味ランク最上位の特Aを取得された上質米の産地です。

ほ場整備田は3分の1程度で、その外は未整備です。吉川町全体が平地のため、変形地はありませんが、1筆が小さいほ場が多いです。

吉田西町農家組合

農家組合には現在22名が加入し、農振地における農業の維持・向上や、関係団体との連携をされています。活動は多岐に渡り、農道・水路の補修、農機の共同利用、山内川堤防の草刈り、水稲の耕作受託(請負)、遊休農地の草刈り(請負)、コスモス園の耕作(請負)などがあります。組合活動は原則全員参加ですが、請負については可能な方だけが出て作業賃の支給を受けています。

現在、5年後の^{※5}地域営農「京力農場プラン」を検討されています。

義務

耕作者および農地所有者には、農家組合への加入と、共同利用の農道や水路の補修・管理のための出役が義務付けられています。中には、灌漑用水の掃除出役や水利費負担をし

<共同使用できる農機>

4条植え田植機	委託すると、オペレーター2名が作業してくれます。	田植え(機械代+人件費) 10a 1万円
3条刈りコンバイン	委託すると、オペレーター2名が作業してくれます。	稲刈り(機械代+人件費) 10a 2万円
歩行型草刈機 2台	組合に申し込み	自己作業 10a 1,500円 請負作業 10a 6,500円
溝切機	組合に申し込み	燃料のみ負担
自走式二面畦草刈機	請負耕作田のみ使用可	—
高圧洗浄機	組合に申し込み	1回 500円

なければならぬ農地もあります。

農振地での農業は維持継続し、畦や農道等の草を適度に刈り、特に農繁期には共有水路の適切使用が求められています。万が一休耕する場合は、耕作が復活できるように毎年の耕起や草刈りをしてくださいます。



現在、当地区には9人の^{※6}入作者がいますが、地域内の人と同様の義務を守ってくれています。

農業機械の共同使用

主に小規模の水稲耕作者を対象に、農機の共同使用が可能です。詳しくは上の表を参照してください。

駐車場の貸出

区民は、西町倶楽部に隣接する区の駐車場を安価で利用することができます。年額1万円、日額300円。

※2 認可地縁団体：法人格を持った地縁団体。地縁による区域に住所を有する個人が構成員になることができます。
 ※3 農業振興地域（農振地）：農業振興地域は将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域で、許可なしに農地転用（農地ではない状態にすること）が禁止されています。
 ※4 食味ランク：試験対象と比較して特に良好を「特A」、良好を「A」、同等を「A'」、やや劣るを「B」、劣るを「B'」として5段階で評価されます。

< 区の役員 >

名称	主な役割	任期	決め方	報酬	
区長	・区務の統括、事務 兼務する役職 ・自治会 総代 ・自主防災会西区 部長 ・各種団体の委員	2 年	西ノ組、中ノ組、東ノ組の順番に候補が選出され、総常会(総会)で承認決議されます。 ただし、中ノ組の世帯数が多いため、役員の配分にあたっては、中ノ組内の3組・4組から1世帯ずつ東ノ組に移られます。	区からの報酬はなし	
副区長	・区長の補佐 兼務する役職 ・自治会 総代 ・自主防災会西区 副部長 ・各種団体の委員				
会計 2名	・集金、入出金 ・決算書等の作成 他				区から年 3,000 円
庶務 2名	・文書の作成、記録 ・回覧物を組長へ配布				
監事 2名	・会計監査			区からの報酬はなし	
環境衛生委員 2名	・ごみ集積場等の管理				
防犯推進委員	・防犯パトロール等				
交通安全委員	・交通安全の指導、啓発				
青少協 補導委員 2名	・町内清掃 ・青少年の補導パトロール				
コミュニティ地区委員 2名	・交流事業の実施				
体育振興会 役員 3名	・運動会等区内の統括 ・運動会の慰労会準備				
宮総代	・稲荷・稗田野神社の管理・運営			4 年	家の順番を基本
寺総代	・浄光寺の管理・運営				
組長 8名	・配りものの配布 兼務する役職 ・組長のうち5名は、自主防災会西区 班長	1 年 または 2 年			
共栄報徳会 理事・監事 3名	・会の管理・運営	2 年 2 期するものが通例	西区会員から選出	報酬はなし	

↳ 報徳会役員は区の役員ではないため、会員の中から選出される。

< 区民が支払うお金 >

名称	金額	徴収月・日	対象者	集金方法
区費	月 1,300 円	組によって異なる	区内全戸	戸別に組長が訪問して集金
体育振興会費	年 500 円	8 月	区内全戸	
自治会費及び自治会が取りまとめているお金	詳細 12 ページ			
稲荷神社 運営費	年 1,000 円	12 月	氏子全戸	宮総代が集金
稗田野神社 御札	1,000 円	12 月	希望者	
伊勢神宮 御札	1,000 円	12 月	希望者	

訃報
町内でご不幸があった際、自治会作成の訃報回覧が至急で回ります。

ご不幸があった時

通夜・葬儀の手伝い
隣組を基本に受付や香典の整理が手伝われます。
葬儀後、手伝われた方々に喪家から御膳が出されますが、コロナ禍で形態が変わりつつあります。

香典
区民がする香典の目安は 5 千円〜1 万円です。
区内で香典額を相談されることもあります。



粗供養の品
中陰法要(速夜参り)については基本的に隣組を対象とし、粗供養の品は 1 千円程度の粗菓等にすることが申し合わせられています。



※5 地域営農「京力農場プラン」：農業者が話し合いに基づき、概ね 5～10 年後の地域の農地利用のあり方を書面に明確化するものです。課題や将来的な地域営農の姿を地域の農業者で共有しやすくなるほか、国や府の各種補助事業や制度資金の優遇措置など、目標実現に向けて活用できる手段が広がります。

※6 入作者：区外在住者で、区内で農業をする人を「入作者」と呼んでいます。

吉田中区は、東西に延びる旧国道372号沿いに家屋が配置されている細長い形状した集落です。この旧国道は篠山街道と呼ばれ、古来、京都から丹波、但馬、出雲に通じる重要な道になっていました。当時は人の往来が多く、商家もあり栄えていたと伝えられており、その面影を残す古民家も現存しています。家屋の背後には田園が広がり、また集落東側には一級河川犬飼川が南北に流れ、水と緑に恵まれた自然環境があります。

区内の行事

稲荷神社秋の例祭
子供みこし巡行 10月

稲荷神社の秋の例祭のあと、子供神輿が巡行します。日10月L午後12時30分〜3時所稲荷神社◎吉田区子供会所吉田区子供会役員、宮総代他子供会から宮総代に謝礼が支払われます。

懇親会 2月

全区民を対象にした懇親会が毎年開かれ、会食を通じて区民相互の親睦が深められます。また、新たに転入されてきた区民が、この会の場で紹介されます。日2月上旬L午後6時〜所市内料亭◎各戸1名準区三役(区長、副区長、会計)

区内の出役作業

区内水路の清掃 4月

農業用・生活排水路の泥上げや草刈り日4月下旬L午前8時〜10時頃所区内水路◎各戸1名(区民のみ対象で入作者等は含まない)クワ、カマなど不3千円

稲荷神社の清掃 8月

境内の草刈りや枯葉・落葉の除去作業を、吉田地区内の西区、中区、東区が年替わりの持ち回りでされています。日8月L午前8時〜1時間程度所稲荷神社◎各戸1名

蕨田野神社の清掃 11月

境内の枯葉・落葉の除去作業を、各氏子地域が担当月にされています。日11月L午前8時〜1時間程

度所蕨田野神社◎各戸1名

区内の会議

区総会 4月

前年度事業および会計決算の報告、新年度事業計画および予算の協議日4月中旬L午後8時〜所公民館◎各戸1名

区内の組織

吉川町子供会中区

吉田中区の子供会は、小学1年生から中学3年生までが対象です。主な行事として稲荷神社の秋祭りの際に子供神輿を巡行されています。



亀岡運動公園内の犬飼川右岸堤防沿い約600m区間に桜が植栽されており、桜が満開となる4月には多くの人でにぎわいます。また、夜間にライトアップもされます。

凡例 日実施月等 L実施時間 所実施場所 ◎参加対象 ▶持参する物 ㊄参加者へ報酬や支給される物
¥参加費 不参加金等 慰労会がある取り組み 準担当者による準備等 他その他

情報の伝達

行事や出役に関する情報は、回覧文書で周知されます。

ご不幸があった時

訃報

町内でご不幸があった際は、自治会作成の訃報回覧が至急で回ります。

通夜・葬儀の手伝い

自宅で葬儀が行われる場合は、組長が葬儀委員長になり、組員で通夜や葬儀の準備を手伝う慣習がありました。



近年は葬儀業者に委託して行われることがほとんどのため、手伝いは弔問客の受付事務程度になっています。また、弔問や香典を辞退する家族葬が多くなっています。

香典

通夜か葬儀に区民が参列し、3千円〜5千円の香典を供えられることが多いです。



速夜参り

吉田中区には、初七日と三七日に、葬儀の準備を手伝った隣組の方などがお参りする慣習があります。五七日には、隣組の女性を対象とした速夜参りがあります。この習慣も家族葬が多くなるなか、薄れつつあります。

農業について

吉田中農家組合

区内に農地を保有し、稲作等の営農活動をされている農家で、農家組合が組織されています。吉田中区は非農家が多く現在、組合員が10名と少ない現状です。区内の農業を振興するため、農道整備や犬飼川左岸堤防の草刈り、稲作農家共同の薬剤散布(8月)などを実施されています。[組合費]年額3千円

吉田保全会

吉田保全会は、吉田中・吉田東地域にある農用地、水路、農道等を守っていくための組織です。[構成団体]吉田中農家組合、吉田東農家組合、

義務

区内に居住して営農を行う場合

農事法人吉田、吉田中区、吉田東区、消防分団吉田中・東区、吉川小PT A吉田中・東区、吉川子供会吉田中・東区
は農家組合への加入が義務付けられています。また水利費の負担や農道整備作業への出役、農地と隣接した農道・水路等の草刈りも求められています。



犬飼川左岸堤防の草刈り

凡例 実施月等 実施時間 実施場所 参加対象 持参する物 参加者へ報酬や支給される物
 参加費 参加金等 慰労会がある取り組み 担当者による準備等 その他

< 区の役員 >

名称	主な役割	任期	決め方	報酬
区長	<ul style="list-style-type: none"> 区組織の統括 隣組長へ配りものの配布 兼務する役職 <ul style="list-style-type: none"> 自治会 総代 自主防災会中区 部長 各種団体の委員 	2年	当番の2つ組が協議し区長、副区長、会計を選出	区からの報酬はなし
副区長	<ul style="list-style-type: none"> 区組織の庶務担当 兼務する役職 <ul style="list-style-type: none"> 自治会 総代 自主防災会中区 副部長 各種団体の委員 			
会計	<ul style="list-style-type: none"> 区会計の出納事務担当 		区長が人選し、就任依頼をする	
防犯推進委員	<ul style="list-style-type: none"> 防犯パトロール等 			
交通安全委員	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全の指導、啓発 			
青少協 補導委員 2名	<ul style="list-style-type: none"> 町内清掃 青少年の補導パトロール 			
コミュニティ地区委員 2名	<ul style="list-style-type: none"> 交流事業の実施 			
体育振興会 役員 3名	<ul style="list-style-type: none"> 運動会等町内スポーツ行事の企画運営 	当区役員間で協議して選出		
宮総代	<ul style="list-style-type: none"> 稲荷・稗田野神社の管理・運営 	2年	宮総代会で中區に住む氏子から選出	
寺総代	<ul style="list-style-type: none"> 浄光寺の管理・運営 	4年	寺総代会で中區に住む門徒から選出	
組長 6名	<ul style="list-style-type: none"> 隣組の総括 兼務する役職 <ul style="list-style-type: none"> 自主防災会中区 班長 	任期は1年または2年。決め方は隣組によって異なります。		
共栄報徳会 理事 1名	<ul style="list-style-type: none"> 会の管理・運営 	2年 再任を妨げない	中區会員から選出	報酬はなし

↳ 報徳会役員は区の役員ではないため、会員の中から選出される。

< 区民が支払うお金 >

名称	金額	徴収月・日	対象者	集金方法
区費	月 500 円	毎月 15 日頃	区内全戸	戸別に組長が訪問して集金
自治会費及び自治会が取りまとめているお金	詳細 12 ページ			
体育振興会費	1 戸につき 500 円の会費を区会計から拠出(戸別徴収はしない)			
稲荷神社 運営費	年 1,000 円	12 月	氏子全戸	宮総代が集金
稗田野神社 御札	1,000 円	11 月	希望者	
伊勢神宮 御札	1,000 円	11 月	希望者	

吉田東区は亀岡運動公園内の体育館やレインボーブリッジなどがよく見えるのどかな田園地帯で、篠山街道に沿って古くからの家が立ち並んでいます。家の前にはたくさんプランターが置かれ、色とりどりの花で見入る人を和ませてくれます。

吉川町がまだ吉川村と呼ばれていた時代には、吉田東に隔離病舎や火葬場がありました。そうした背景もあって、吉田東区の住民は公共事業への理解が深い傾向にあります。

区内の行事

総会後の親睦会 4月

区、ふれあいセンターおよび農家組合の3団体で合同の総会が開かれたあと、親睦会が催され、出席者たちは弁当を食べながら親睦を深められます。日4月中旬(土または日曜日)所東町会議所各戸1名他他

花の植え替え 4月・11月

各世帯の軒先に置かれたプランターの花の植え替えが春と秋に行われます。一世帯につきプランターが3個、その一つにつき花が3株ずつ植えられ、篠山街道の吉田東区間に花が咲き並びます。主に春はポーチュラカ、秋はパンジーが植えられ

ます。日4月、11月各戸1名

地藏盆 8月

大飼川の右岸堤防に祀られているお地藏さんの前で、地藏盆が行われます。お参りされる方を組長が交代で受付されます。午前11時から住職の詠歌、そのあとお供えの品が区内に配られます。以前は子どもたちが一日中お地藏さんの前で遊んでいま



こぼなし 居心地の良さ

吉田東には25世帯が居住されており、そのうち16%の4世帯が娘夫婦の家です。居心地が良いから結婚後も吉田東に残ってくれているのだろうと喜んでいきます。それら家の夫たちも、東区の若者グループに混じって飲み会をしたり、祭りや運動会で活躍されたりしています。

した。日8月24日午前7時〜所お地藏さん前区民区役員、組長

町民運動会慰労会 10月

町民運動会のあと慰労会が開かれ、運動会に参加した子どもから大人まで全員で会食をされています。

日10月夕方方から所東町会議所運動会に参加した区民

稲荷神社秋の例祭

子供みこし巡行 10月

稲荷神社の秋の例祭のあと、子供神輿が巡行します。日10月午後12時30分〜3時所稲荷神社吉田区子供会吉田区子供会役員、宮総代他子供会から宮総代に謝礼が支払われます。

年末特別警戒 12月

無事に新年を迎えられるよう、自治会が開催する年末特別警戒と連携した火災予防活動が行われます。日12月28・29日午後8時〜11時頃所東町会議所に集合有志

新年会 1月

健康に新年を迎えられた慶賀と

親睦のための新年会が毎年開かれています。日成人の日午後7時〜所市内飲食店各戸1名¥なし持回り回の当番になった組

区内の出役作業

溝さらえ 4月・9月

水路(生活用・農業用)の泥上げや除草が行われます。日4月下旬、9月下旬午前8時〜10時頃区内水路各戸1名ジョレンやカマ3千500円他吉田区(吉田西・中・東)では、住んでいない地区に農地を有している場合、その地区の溝さらえは慣習により免除されています。

大飼川葦刈り 6月

河川管理者の京都府から委託を受けた吉田東区が、大飼川右岸の葦刈りを実施されています。日6月中旬午前7時〜午後1時頃所大飼川各戸1名草刈機を持参受託収入から必要経費を引き、出役者数で除して報酬額を算出3千500円

凡例 日実施月等 L実施時間 所実施場所 参加対象 持参する物 参加者へ報酬や支給される物
 ¥参加費 不参加金等 慰労会がある取り組み 担当者による準備等 他その他

稲荷神社の清掃 8月

境内の草刈りや枯葉・落葉の除去作業を、吉田地区内の西区、中区、東区が年替わりの持ち回りでされています。日8月L午前8時～1時間程度所稲荷神社各戸1名

薄田野神社の清掃 11月

境内の枯葉・落葉の除去作業を、各氏子地域が担当月にされています。日11月L午前8時～1時間程度所薄田野神社各戸1名

集会所の掃除 毎月

東町会議所の掃除が月交代で、当



こぼなし 湧き出す清水

犬飼川の伏流水が湧きだす池から流れる小川の水は、サワガニやホタルが住む清水で、災害時には飲み水等に活用することができます。災害時、吉田東町会議所は一時避難場所となり、一度ここに集合した区民はお互いに助け合いながら避難されます。とは言え、吉川町自体、そもそも災害に合いにくい地域です。

番の組によって行われます。日毎月1回所東町会議所当番組の区民

区内の会議

区総会 4月

事業・決算の報告、新年度事業計画の協議など日4月中旬L午後5時～1時間程度所東町会議所各戸1名と総会後、区、ふれあいセンター、農家組合による親睦会が開かれます。

常会 隔月

区内全体の会議として常会が2か月に一度開かれ、自治会総代会の報告や区内事業の協議、懸案事項の検討などが行われています。また、3月の常会では、役員改選についても話し合われます。L概ね午後8時～所東町会議所各戸1名他禁煙

情報の伝達

行事や出役に関する情報は、回覧文書で周知されます。

区内の組織

吉田子供会東区

吉田東区の子供会は、小学1年生から中学3年生までが対象です。主な行事として稲荷神社の秋祭りの際に子供神輿を巡行されています。

吉田東ふれあいセンター

共有地や建物(東町会議所・倉庫)を管理する組織・吉田東ふれあいセンターがあり、共有地の共同購入者が会員となっています。委員長は区長、副委員長は副区長、幹事は組長、監査は前委員長、会計は前副区長が担うことになっています。この会では、倉庫の賃貸借や、会員に駐車場を貸す事業を行っています。

吉田保全会

吉田保全会は、吉田中・吉田東地域にある農用地、水路、農道等を守っていくための組織です。「構成団体」吉田中農家組合、吉田東農家組合、農事法人吉田、吉田中区、吉田東区、消防分団吉田中・東区、吉川小PTA吉田中・東区、吉田子供会吉田中・東区

駐車場の貸出

ふれあいセンターの会員は、東町会議所前にある駐車場を借りることができます。「乗用車」月額1千200円「軽乗用車」月額1千円

ご不幸があった時

訃報

町内でご不幸があった際、自治会作成の訃報回覧が至急で回ります。

通夜・葬儀の手伝い

組長が葬儀委員長となり、隣組で帳場・受付が手伝われます。葬儀後、手伝われた方々に喪家から御膳が出されます。

農業について

吉田東農家組合

吉田東農家組合は、吉田東地区の農業の振興と農業経営の改善を図り、組合員の経済的・社会的地位を向上して豊かな農業と明るい地域

凡例 日実施月等 L実施時間 所実施場所 参加対象 持参する物 参加者へ報酬や支給される物 参加費 不参加金等 慰労会がある取り組み 担当者による準備等 その他

< 区の役員 > ※「吉田東ふれあいセンター」に関する当て職は、組織の項目に記載

名称	主な役割	任期	決め方	報酬
区長	・区組織の統括 兼務する役職 ・自治会 総代 ・自主防災会東区 部長 ・青少協 補導委員 ・各種団体の委員	2年	組の順番制で役を持ち回りされており、組ごとに当たった役職を選出し、区総会で決定されます。	区からの報酬はなし
副区長	・区組織の事務、会計、庶務 兼務する役職 ・自治会 総代 ・自主防災会東区 副部長 ・交通安全委員 ・青少協 補導委員 ・各種団体の委員			
宮総代	・稲荷・蔦田野神社の管理・運営	4年	前正・副区長 前区長	
寺総代	・浄光寺の管理・運営			
監事 2名	・会計監査	2年	正・副区長、宮総代、寺総代の選出者を除く全区民で互選	
防犯推進委員	・防犯パトロール等			
コミュニティ地区委員 2名	・交流事業の実施			
体育振興会 役員 3名	・運動会等の運営			
組長 5名	・配りものの配布 ・隣組員への連絡調整 兼務する役職 ・自主防災会東区 班長	任期や決め方は隣組によって異なります。		
共栄報徳会 理事・監事 2名	・会の管理・運営	2年 再任を妨げない	東区会員から選出	

↳ 報徳会役員は区の役員ではないため、会員の中から選出される。

< 区民が支払うお金 >

名称	金額	徴収月・日	対象者	集金方法
区費	月 1,000 円	毎月 (15 ~ 20 日)	区内全戸	戸別に組長が訪問して集金
修繕積立金	月 1,000 円	毎月 (15 ~ 20 日)	区内全戸	
自治会費及び自治会が取りまとめているお金	詳細 12 ページ			
体育振興会費	1 戸につき 500 円の会費を区会計から拠出 (戸別徴収はしない)			
稲荷神社 運営費	年 1,000 円	12 月	氏子全戸	宮総代が集金
蔦田野神社 御札	1,000 円	12 月	希望者	
伊勢神宮 御札	1,000 円	12 月	希望者	

アグリ吉田は、吉田東農家組合員の効率的かつ安定的な農業経営の実現を図るため、農業用機械の共有

前河原機械

前河原機械は、田畑の農業用水を湧水池から揚水する設備を維持管理するための組織です。天田および

農事組合法人吉田

農事組合法人吉田は、組合員の農

曾我の庄地区に農地を有する17名が所属し、賦課金で運営されています。「賦課金」農地1平方メートルにつき年額2・5円

業生産についての協業を図ることにより、その生産性を向上させ、組合員の共同利益を増やすために活動されています。現在の組合員は14名です。

凡例 日 実施月等 L 実施時間 所 実施場所 人 参加対象 物 持参する物 贈 参加者へ報酬や支給される物
 金 参加費 不 参加金等 慰 慰労会がある取り組み 担 担当者による準備等 他 その他

堂ノ前区は、1959年に建てられた亀岡市営住宅が34世帯、市営住宅ではない家が5世帯の地区です。区内の公園には、桜や藤棚があります。高齢化していることもあり、各組の組長が高齢者や一人暮らしの方へのさりげない見守りを心がけられています。

区内の出役作業

清掃作業 5月・9月

堂ノ前区では、年2回の清掃作業が行われています。また、春の作業時には、区役員による植木の剪定も行われています。E5月、9月L午前9時～1時間程度所区内全域C各戸1名不3千円(70歳以上のみで構成された世帯は不参加金免除)

牛川清掃作業 4月・8月

穴川区が実施する年2回の美化作業(水路の泥上げや草刈り)に、堂ノ前区民も出役されています。堂ノ前区では、この共同作業を「大溝堀り」とも呼びます。E4月・8月の各第4日曜日L午前8時～11時所内川区内水路(※牛川)所堂ノ前区長から出役を依頼された4名Vクワ、カマなど

廃品の回収受付 偶数月

年6回、町内全域で廃品回収が行われ、堂ノ前区では、役員が会議所前で廃品の回収受付をされています。E年6回偶数月の第3日曜日L午前9時～所堂ノ前区会議所前C区役員

区内の会議

新組長会 4月

新組長会には各組の組長が出席し、今後の行事計画や各種役員の就任分担が話し合われます。E4月L午後8時～所堂ノ前区会議所C組長他新組長会のほか、必要に応じて随時組長会が開かれています。

区総会 3月

前年度事業・決算の報告、新年度事業計画・予算の協議、新任役員の見送りE3月L午前9時～11時頃所堂ノ前区会議所C各戸1名

情報の伝達

区民への情報伝達は、回覧板や組長等の役員による声掛けによってされます。

ご不幸があった時

町内でご不幸があった際、自治会作成の訃報回覧が至急で回ります。

訃報

通夜・葬儀の手伝い

要望があれば、区長などの役員で葬儀の受付が手伝われます。

区からのお供え

区内でご不幸があった際は、区から5千円の香典が供えられます。

花壇管理

区内にある花壇は、区民有志によって管理されています。年によっては、区の行事として花苗の植え付けをされることもあります。

公園管理

区内にある公園の管理は、区で行われています。毎年、区からの委託で、市緑花協会が植木(桜や藤棚)への消毒散布や、除草剤散布などをされています。



堂ノ前公園。桜や藤棚のほか、遊具が設置されている

凡例 E実施月等 L実施時間 所実施場所 C参加対象 V持参する物 付参加者へ報酬や支給される物
 参加費 不参加金等 慰労会がある取り組み 担当者による準備等 他その他

※牛川：牛川は区内を流れている川です。農業に牛を使っていた時代、その牛をこの川で洗っていたことが名前の由来だそうです。現在は、生活排水路として使われています。

< 区の役員 >

名称	主な役割	任期	決め方	報酬
区長	・ 区の総括 兼務する役職 ・ 自治会 総代	2 年	2 年に一度、各組から組長が選出され、その後、年度初めの組長会で話し合われ、組長の中から区長、副区長、会計、庶務、防犯推進委員、コミュニティ地区委員が決めます。 また、全組長は自主防災会の班長、区長は部長、副区長は副部長を兼務します。 ほか役員についても、適任者が選ばれて組長会で承認されます。	区から 年 20,000 円
副区長	・ 区長の補佐 ・ 自主防災会 部長、副部長 ・ 各種団体の委員			年 15,000 円
会計	・ 財務全般			年 10,000 円
庶務	・ 配りものを組長へ配布			年 6,000 円
防犯推進委員	・ 防犯パトロール等			区からの報酬はなし
コミュニティ地区委員 2 名	・ 交流事業の実施			区からの報酬はなし
組長 7 名	・ 組の総括 ・ 配りものを各戸に配布			区長、副区長、会計、 庶務を除く残り 3 名の 組長は年 5,000 円
会計監査 2 名	・ 区会計の監査			区からの報酬はなし
交通安全委員	・ 交通安全の指導、啓発			区からの報酬はなし
青少協 補導委員 2 名	・ 町内清掃 ・ 青少年の補導パトロール			区からの報酬はなし
体育振興会役員 3 名	・ 運動会等の運営	年 3,000 円		

組長による当選職

< 区民が支払うお金 >

名称	金額	徴収月・日	対象者	集金方法
区費	月 500 円	毎月初め	区内全戸	戸別に組長が訪問して集金
自治会費及び自治会が取りまとめているお金	詳細 12 ページ			
体育振興会費	1 戸につき 500 円の会費を区会計から拠出(戸別徴収はしない)			

凡例 実施月等 実施時間 実施場所 参加対象 持参する物 参加者へ報酬や支給される物
 参加費 参加金等 慰労会がある取り組み 担当者による準備等 その他

自治会の運営上は、穴川東区と穴川西区は別々の区として位置づけられています。両区は似た慣習を持ち、人口の減少に伴い、両区を統合した「穴川区」として組織されており、ここでは両区をまとめて掲載しています。穴川区は旧国道372号を挟んで70戸ほどが集まる集落群です。

区内の行事

年末特別警戒 12月

自治会の年末特別警戒と並行し、役員たちは2班に別れて両区内を2回巡回されます。**L**12月28・29日 **L**午後8時30分～11時30分**所**※穴川倶楽部に集合**◎**区四役(総区長、副区長、庶務、会計)と組長**◎**お菓子や飲み物を会計が準備

区内の出役作業

美化作業 4月・8月

区内水路の泥上げや周辺の草刈りが年2回、農繁期前に行われます。**日**4月・8月の各第4日曜日**L**午前8時～11時**所**区内水路**◎**各戸1名**▷**ジョレン、クワ、カマ**▷**ジュース等**不**3千500円**準**吉田東区と堂ノ前区からの出役者も作業に参加

加**他**不参加金はジュースやお菓子の購入費用としてこの場で使い切られます。

穴川倶楽部の掃除 毎月

毎月、穴川倶楽部とゴミ置き場の掃除が組順で行われます。**日**毎月(担当の組長が日程を決め、回覧にて組内に周知)**所**穴川倶楽部等**◎**当番になっている組から各戸1名

区内の会議

穴川区通常総会 4月

穴川区の前年度事業・会計報告、新年度事業計画・予算・役員体制の審議のほか、環境保全会報告と走田神社宮総代報告**日**4月12日まで**L**午前10時～12時**所**穴川倶楽部**◎**各戸1名**準**年替わりの当番になった組は、会場設営や飲み物等による接待を担当するため、各戸2名出席(うち1名は総会参加、残り

1名は接待役)。1名のみ出席の場合、総会の協議には参加せず接待だけをされます。

穴川区新年総会 1月

穴川区の事業中間報告のあと、新年懇親会(会食)が開かれます。**日**1月12日までに実施**L**午前11時～午後2時**所**穴川倶楽部**◎**各戸1名**準**通常総会と同様に、年替わりの当番になった組は、会場設営やお菓子、飲み物等による接待を担当するため、各戸2名が出席されます。懇親会用のお酒やお弁当等は区四役が手配されます。また、当番組には1万5千円が区から支払われ、お弁当代等に使われます。**他**新年総会で移住者の紹介も行われます。移住者はお酒を1本持って来られます。

穴川区四役会 毎月

四役会では、区行事の調整や区民からの提案事項、自治会活動などについて話し合われます。**日**毎月**所**穴川倶楽部**◎**区四役

組長会 毎月

組長会では、自治会活動の報告や

区行事などの調整がされます。**日**毎月**L**午後8時～9時頃**所**穴川倶楽部**◎**組長および四役の役員、監事、相談役**他**相談役は自ら発言を行わず、総区長から相談を受けて意見を述べることにしています。

情報の伝達

各行事に関する情報は、回覧文書で周知されます。

移住後のあいさつ

移住後、洗剤程度の手土産を持って組内の各家を訪問し、顔を見せられると区民たちは喜ばれます。その際、組長も同行してくれます。



区内の組織

穴川子供会

穴川子供会は、小学1年生から中学生までが対象です。主な行事として走田神社の子供神輿巡幸とクリスマス会をされています。

凡例 **日**実施月等 **L**実施時間 **所**実施場所 **◎**参加対象 **▷**持参する物 **▷**参加者へ報酬や支給される物 **準**参加費 **不**参加金等 **人**慰労会がある取り組み **準**担当者による準備等 **他**その他

※穴川倶楽部：穴川内の施設です。会議をする場所のため、会議所とも呼ばれています。

穴川農家組合

穴川農家組合は、※農振地における農業の維持向上と関連団体との連携を目的とした組合で、区内の農地所有者と耕作者の25名で組織されています。主な活動は、市や営農組合からの情報を組合員に伝える会議の開催と、J Aの幹旋品の共同購入です。「会費」年額2千円

穴川東・西水利組合

農業用水の確保を目的に、60名の農業従事者で水利組合が組織され、地下水汲み上げポンプ4台で農地に水が入れられるほか、大雨時にポンプの見廻りをされています。「会費」10戸につき年額1千200円

穴川環境保全会

環境保全会は、農家・非農家問わず全区民で組織され、年間を通じて農村環境の保全活動を実施されていますが、そのほとんどの活動が農家や役員のみで行われています。
 【環境保全会・毎年の主な役割】
 「草刈り」日4月〜10月 ☺各農家が適宜実施「水路清掃」日4月、5月 ☺農

家「農道草刈り」日6月 ☺役員「ため池草刈り」日6月 ☺役員「農業用地下水の水質検査」日8月 ☺役員「アスファルト舗装箇所の草刈り」日2月 ☺役員「農道整備」日3月 ☺役員

ご不幸があった時

訃報

町内でご不幸があった際、自治会作成の訃報回覧が至急で回ります。

通夜・葬儀の手伝い

組内の人たちで通夜や葬儀の受

穴川見付共同墓地

穴川東区、西区ともに区内の香典額は5千円と決まっています。

香典

穴川地内に共同墓地があり、利用者(会員)で管理委員会が組織されています。移住者も共同墓地を使うことができ、管理料年額500円、修繕積立金年額2千円です。



ごばなし 掘れば水が出る

当町では、地面を少し掘れば、水がにじんでくることがよくあったと記憶していますが、今ではそれがなくなってきた気がします。古代は川であったとも湖であったともいわれ、地名に多くの水に関連した名前がついています。吉川、穴川、沢、上河原、下河原、前河原、中溝、野水など。今でも、湧水が出ているところがあり、ほ場のすぐ側に猫の額ほどのため池が多く残っています。



ほ場に点在している小さなため池

< 区民が支払うお金 >

名称	金額	徴収月・日	対象者	集金方法
区費	月 1,000 円	毎月(15 ~ 20 日)	区内全戸	戸別に組長が訪問して集金
修繕積立金	月 500 円	毎月(15 ~ 20 日)	区内全戸	
自治会費及び自治会が取りまとめているお金	詳細 12 ページ			
走田神社 御札	500 円	12 月	希望者	
走田神社 初穂料	500 円	6 月、3 月	希望者	
体育振興会費	1 戸につき 500 円の会費を区会計から拠出(戸別徴収はしない)			

※走田神社の氏子総代は、各組長に御札代などの集金を依頼されています。

現在、墓地使用管理規約を作成されようとしています。
 【会員一斉清掃】
 お盆前に一斉清掃が行われます。
 日8月第一日曜日 ☺不3千円 ☺会員



※農業振興地域(農振地): 農業振興地域は将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域で、許可なしに農地転用(農地ではない状態にすること)が禁止されています。

< 区の役員 >

名称	主な役割	任期	決め方	報酬
穴川総区長	・ 区組織運営の統括 兼務する役職 ・ それぞれが穴川東区長もしくは は西区長を兼務	1年 ↑ 1年交代 ↓ 1年	新年総会終了後、穴川東・西の 両区から2名ずつの役員候補 者が選出されます。その4名で 話し合いが行われ、区四役の担 当職務が決められます。 その後、通常総会にて承認決議 が行われます。	区から 年 20,000 円
穴川副区長	・ 自治会 総代 ・ 自主防災会 部長 ・ 各種団体の委員 ・ 総区長の補佐	1年		
穴川区庶務	・ 各会議時の議事録作成 兼務する役職 ・ 自治会 総代 ・ 自主防災会 副部長 ・ 各種団体の委員 ・ 走田神社氏子総代 ・ 区組織の会計事務	1年		
穴川区会計	・ 区組織の会計事務	2年	穴川東区・西区から各1名 候補者が選出され、通常総会 で承認されます。 前年度区長経験者の中から 新年度役員が依頼	区からの 報酬はなし
穴川区監事 2名	・ 会計監査			
穴川区相談役	・ 区長から依頼があれば、進 言を行う。			
防犯推進委員	・ 防犯パトロール			
交通安全委員	・ 交通安全の指導、啓発	1年	区四役が話し合って適任者 を選び、本人への承諾を経て決定 されます。	区からの 報酬はなし
青少協 補導委員 2名	・ 町内清掃 ・ 青少年の補導パトロール			
コミュニティ地区委員 2名	・ 交流事業の実施	2年	[区長経験者かつ区民から信頼 されており、また宮総代会で区の 意見をはっきりと述べることで きる健康な人] を条件に、区役員 が適任者を選ばれます。 宮総代は祭りで22kmの巡幸を しなければならないので、健康 であることが重要な条件にな っています。	区からの 報酬はなし
体育振興会 役員 3名	・ 運動会等の運営			
走田神社 宮総代	・ 区を代表して神社会議に出 席し、話し合った内容を区 氏子総代に伝える。	4年	[区長経験者かつ区民から信頼 されており、また宮総代会で区 の意見をはっきりと述べることで きる健康な人] を条件に、区 役員が適任者を選ばれます。 宮総代は祭りで22kmの巡幸を しなければならないので、健康 であることが重要な条件にな っています。	区からの 報酬はなし
組長 7名	・ 配りもの配布 ・ 区費等の集金	1年	組内の家の順番	区からの 報酬はなし
寺総代	・ 光専寺の運営	4年	門徒から適任者を選出	区からの 報酬はなし
共栄報徳会 理事・監事 4名	・ 会の管理・運営	2年 再任を妨 げない	穴川区会員による話し合い で、選出	区からの 報酬はなし

※寺総代と報徳会役員は区の役員ではないため、門徒や会員の中から選出される。

凡例 実施月等 実施時間 実施場所 参加対象 持参する物 参加者へ報酬や支給される物
 参加費 参加金等 慰労会がある取り組み 担当者による準備等 その他

< 区の役員 >

名称	主な役割	任期	決め方	
区長	<ul style="list-style-type: none"> 区組織の統括、事務 兼務する役職 <ul style="list-style-type: none"> 自治会 総代 自主防災会 部長 各種団体の委員 	2年	まず立候補者が募集されます。立候補者がいない場合、四役(区長、副区長、庶務、会計)に付いたことのない人の中からあみだくじで次期四役が決められます。 次期四役に選ばれた人は、1年間見習いとして各役職業務を学ばれます。心の準備期間です。	
副区長	<ul style="list-style-type: none"> 区長の補佐 兼務する役職 <ul style="list-style-type: none"> 自治会 総代 自主防災会 副部長 各種団体の委員 			
会計	<ul style="list-style-type: none"> 会計 			
庶務	<ul style="list-style-type: none"> 書類作成 配りものを組長へ配布 			
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> 区会計の監査 			前会計
防犯推進委員	<ul style="list-style-type: none"> 防犯パトロール等 			
交通安全委員	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全の指導、啓発 			
青少協 補導委員 2名	<ul style="list-style-type: none"> 町内清掃 青少年の補導パトロール 	現職委員および四役で話し合わせ、区民の中から次の各委員が選ばれます。		
コミュニティ地区委員 2名	<ul style="list-style-type: none"> 交流事業の実施 	1年	全組長から選出されます。	
体育振興会役員 4名	<ul style="list-style-type: none"> 運動会等の運営 			
衛生委員 4名	<ul style="list-style-type: none"> 団地内の掃除 			
組長 10名	<ul style="list-style-type: none"> 会費の集金 配りものを組内に配布 兼務する役職 <ul style="list-style-type: none"> 自主防災会 班員 (うち5名は班長) 			組ごとの順番制

[備考] 替田区では、区の運営組織を替田区自治会と呼ばれています。
 本ページにある「自治会」は、吉川町自治会のことです。

< 区民が支払うお金 >

名称	金額	徴収月・日	対象者	集金方法
区費	月 2,000 円	毎月 5 日まで	全戸	組長が各戸に集金 毎月 5 日、組長は集金してきたお金を集会所に持って行き、会計に納めます。
	自治会関連費(詳細 12 ページ)や体振会費(1戸 500 円)は、区会計から拠出されるため、戸別の集金はされていません。			

凡例 実施月等 実施時間 実施場所 参加対象 持参する物 参加者へ報酬や支給される物
 参加費 参加金等 慰労会がある取り組み 担当者による準備等 その他

京都府営住宅穴川団地のうち、東側の5棟から9棟までが吹ケ区です。団地の中心に広場があり、老若男女が集える憩いの場で、子どもたちが安全にのびのびと遊びまわられる場所でもあります。

区内の出役作業

美化作業(溝掃除) 4月・8月

美化作業として溝掃除をされています。**日**4月、8月 **L**午前8時～1時間程度 **所**団地内の溝 **◎**主な役員

草刈り 5月・7月・10月

穴川団地内の草引きなどが年3回行われます。**日**5月・7月・10月 **L**午前8時～正午 **所**団地内 **◎**成人対象。各戸1名 **▶**飲み物 **不**3千円

区内の会議

住民総会 3月

住民総会では、会計報告が行われます。**日**3月末 **L**午後7時～9時 **所**穴川団地集会所 **◎**各戸1名

情報の伝達

区民への情報伝達は、回覧板や団地内掲示板で行われます。

区内の組織

吹ケ子供会

吹ケ区の子供会は、小学1年生から中学3年生までが対象です。

ご不幸があった時

訃報

町内でご不幸があった時、自治会から届いた訃報文書が団地内掲示板に掲示されます。

区からのお供え

区内にご不幸があった際は、*穴川団地自治会から5千円の香典が供えられます。



府営穴川団地の広場。子どもたちがのびのびと遊べる場所になっています

凡例 **日**実施月等 **L**実施時間 **所**実施場所 **◎**参加対象 **▶**持参する物 **付**参加者へ報酬や支給される物
¥参加費 **不**参加金等 **人**慰労会がある取り組み **準**担当者による準備等 **他**その他

※穴川団地自治会：替田と吹ケの両区会計から拠出された財産を管理・運用する組織。穴川団地自治会から、電気代や水道代、香典代などが支払われています。












< 区の役員 >

名称	主な役割	任期	決め方
区長	<ul style="list-style-type: none"> 区組織の統括、事務 兼務する役職 自治会 総代 自主防災会 部長 各種団体の委員 	2年	くじ引きをし、現役組長と次年度組長の中から、四役(区長、副区長、庶務、会計)を決めます。ただし、四役経験者は免除されます。
副区長	<ul style="list-style-type: none"> 区長の補佐 兼務する役職 自治会 総代 自主防災会 副部長 各種団体の委員 		
会計	<ul style="list-style-type: none"> 会計 		
庶務	<ul style="list-style-type: none"> 書類作成 配りものの配布 		
会計監査 2名	<ul style="list-style-type: none"> 会計の監査 		
防犯推進委員	<ul style="list-style-type: none"> 防犯パトロール等 	1年	前区長と前会計 現職委員および四役で話し合わせ、区民の中から次の各委員が選ばれます。
交通安全委員	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全の指導、啓発 		
青少協 補導委員 2名	<ul style="list-style-type: none"> 町内清掃 青少年の補導パトロール 		
コミュニティ地区委員 2名	<ul style="list-style-type: none"> 交流事業の実施 		
体育振興会役員 5名	<ul style="list-style-type: none"> 運動会等の運営 		
衛生委員 6名	<ul style="list-style-type: none"> 年1回の団地内掃除 	1年	組長で話し合わせ、組長内から各委員が選ばれます。
組長 13名	<ul style="list-style-type: none"> 会費の集金 配りものを組内に配布 兼務する役職 自主防災会 班員 (うち5名は班長) 		
			組ごとの順番制

[備考]吹ケ区では、区の運営組織を吹ケ区自治会と呼ばれています。
本ページにある「自治会」は、吉川町自治会のことです。

< 区民が支払うお金 >

名称	金額	徴収月・日	対象者	集金方法
区費	月 2,000 円	毎月 5 日まで	全戸	組長が各戸に集金 毎月 5 日、組長は集金してきたお金を集会所に持って行き、会計に納めます。
	自治会関連費(詳細 12 ページ)や体振会費(1戸 500 円)は、区会計から拠出されるため、戸別の集金はされていません。			

凡例  実施月等  実施時間  実施場所  参加対象  持参する物  参加者へ報酬や支給される物
 参加費  参加金等  慰労会がある取り組み  担当者による準備等  その他

電話帳

区長や隣組長、場合によっては農家組合長などあなたに関係する方の電話番号を聞き、ここに書き入れてお使いください。

吉川公民館 (吉川町自治会)	0771-22-0196	佐藤医院	0771-21-2525
亀岡市役所代表	0771-22-3131	柿花診療所	0771-25-1700
亀岡市役所 SDGs 創生課 (移住・定住の担当課です)	0771-25-5060	吉川ゆう薬局	0771-21-0077
亀岡市子育て世代包括支援センター	0771-56-8085	亀岡市立病院	0771-25-7313
亀岡市中部地域包括支援センター	0771-29-0015	京都中部総合医療センター	0771-42-2510
亀岡市人権福祉センター (ミルキーウェイ)	0771-23-0582		
亀岡市社会福祉協議会	0771-23-6711		
エコトピア亀岡	0771-27-2123		
吉川簡易郵便局	0771-25-2361		
曾我部駐在所	0771-24-2318		
南桑中学校	0771-22-0612		
吉川小学校	0771-22-1210		
中部保育所	0771-23-0310		
太田保育園	0771-23-1139		
JA 京都亀岡中部支店	0771-22-0240		
亀岡市シルバー人材センター	0771-24-7423		
京都タクシー	0771-25-1000		
ヒラノタクシー	0771-22-1090		
JR 亀岡駅観光案内所	0771-22-0691		

困ったことがあれば、区長やご近所さん、自治会にご相談ください。

略語・愛称集

略語を覚えて住民との会話をちょっとスムーズに。

- 【赤い羽根(あかいはね)】赤い羽根共
同募金のこと。P.12
- 【当て職(あてしょく)】ある職に就いて
いる人に他の職を兼任させること。
充て職とも書く。
- 【移住特区(いじゅうとつく)】京都府
移住促進特別区域のこと。P.27
- 【戎さん(えべっさん)】六川東にある
蛭子神社のこと。P.25
- 【園高(えんこう)】園部高等学校のこ
と。22ページ
- 【お稻荷さん(おいなりさん)】吉田西
にある稻荷神社のこと。P.25
- 【応挙(おうきよ)】江戸時代の絵師・円
山応挙のこと。
- 【オペレーター】委託を受けて農機を
動かす人のこと。
- 【各種団体(かくしゅだんたい)】各種
団体が何を指しているのかは、そのつ
ど違う。
- 【亀高(かめこう)】亀岡高等学校のこ
と。P.22
- 【かめプー】亀岡運動公園プールの愛
称。P.6
- 【かめまる】亀岡市観光マスコットキャ
ラクター・明智かめまるくんのこと。天
正元年(1573年)生まれ。
- 【既存集落(きざんしゅうらく)】亀岡
市既存集落まちづくり区域もしくは、
その制度。P.27
- 【旧道(きゅうどう)】旧国道372号
のことを言っている場合が多い。
- 【口丹(くちたん)】口丹波地域(亀岡
市・南丹市・京丹波町の範囲)のこと。
京都丹波や南丹地域とも。
- 【倶楽部(くらぶ)】各区に設置され
ている集会所のこと。
- 【心の教育(こころのきょういく)】子
ども心の教育推進委員会のこと。P.14
- 【佐伯灯籠(さえきとうろう)】四社合
同祭典の俗称。P.8
- 【篠山街道(ささやまかいどう)】山陰
道亀山宿(亀岡市安町)から、和田山宿
(朝来市)までの約89^{キロ}の街道。吉
川町内では、旧国道372号を指す。
- 【サロン】地区社協が開くふれあいサ
ロンのこと。P.17
- 【市社協(ししゃきょう)】亀岡市社会
福祉協議会のこと。
- 【自主防(じしゅぼう)】自主防炎委員
会のこと。P.13
- 【自治会館(じちかいかん)】吉川公民
館の俗称。P.11
- 【市民病院(しみんびょういん)】亀岡
市立病院のこと。P.21
- 【シルバー】シルバー人材センターまた
はそこで働く高齢者。
- 【縦貫(じゅうかん)】京都縦貫自動車
道のこと。P.4
- 【商議所(しょうぎしょ)】亀岡市商工
会議所のこと。
- 【青少協(せいしょうきょう)】青少年
育成協議会のこと。P.14
- 【セレマ】亀岡シティーホール(葬儀場)
の俗称。P.23
- 【体振(たいしん)】体育振興会のこと。
P.13
- 【タコ公園(たこうえん)】亀岡運動
公園球技場横にある多目的広場。P.5
- 【地区社協(ちくしゃきょう)】吉川地
区社会福祉協議会のこと。P.14
- 【調整区域(ちようせいいき)】都市
計画法による市街化調整区域のこと。
P.27
- 【同推協(どうすいきょう)】同和教育
推進協議会のこと。P.19
- 【中町(なちょう)】吉田中区のこと。
- 【南丹病院(なんたんびょういん)】京
都中部総合医療センターのこと。P.21
- 【南中(なんちゅう)】南桑中学校のこ
と。P.22
- 【西町(にしちょう)】吉田西区のこと。
- 【日赤社資(にっせきしゃし)】日本赤
十字社の会費のこと。P.12
- 【農振地(のうしんち)】農業振興地域
のこと。P.30
- 【農地・水(のうちみず)】農水省の補助
制度もしくは、その受け手となる組織。
P.26
- 【廃品回収(はいひんかいしゅう)】不
要になった有価物(お金に変わるもの)
を地域が回収すること。P.20
- 【走田さん(はせださん)】余部町にあ
る走田神社のこと。P.9
- 【走田の秋祭り(はせだのあきまつり)】
走田神社例大祭の俗称。P.9
- 【東町(ひがしちょう)】吉田東区のこ
と。
- 【不参金(ふさんきん)】地域の作業に
参加しなかったときに払うお金。
- 【防推(ぼうすい)】防犯推進委員もし
くは、その連絡協議会。P.13
- 【光秀(みつひで)】戦国武将・明智光
秀のこと。
- 【民生さん(みんせいさん)】民生委員・
児童委員のこと。P.14
- 【用水路(ようすいろ)】水路ごとで異
なった用途があり、農業や生活排水、
防火などに使われている。用途があ
る水路を略して用水路と呼ぶが、農
業用水路のことを示す場合が多い。
- 【吉川分団(よしかわぶんだん)】亀岡
市消防団吉川分団のこと。P.13
- 【緑花協会(りよっかきょうかい)】亀
岡市都市緑花協会のこと。吉川町内
に事務所がある。

吉川町のしおり

2022年2月23日 第1版発行

発行人…吉川町自治会

京都府亀岡市吉川町吉田沢63

吉川公民館内

電話0771-220196

※この冊子は「京都府移住者受入整備事業」の一環として発行しました。集落ルールの改善や見直しは今も行われています。ここに書かれたものが吉川町の全てではありませんので、ご理解ください。



強いルール



ゆるいルール



慣例や風習



消えつつあるルール



考え中